

平成30年第3回定例会決算特別委員会（環境生活委員会所管）会議録

平成30年9月14日
10時01分～16時49分
全員協議会室

出席者氏名

坂本 隆司 委員長	札野 章俊 副委員長
金剛寺 博 委員	伊藤 悦子 委員
岡部 賢士 委員	石引 礼穂 委員
久米原孝子 委員	山宮留美子 委員
深沢 幸子 委員	福島 正明 委員
山崎 孝一 委員	後藤 光秀 委員
滝沢 健一 委員	糸賀 淳 委員
椎塚 俊裕 委員	油原 信義 委員
大竹 昇 委員	後藤 敦志 委員
杉野 五郎 委員	大野誠一郎 委員

オブザーバー

寺田 寿夫 議長	鴻巣 義則 議員
----------	----------

執行部説明者

市長 中山 一生	副市長 川村 光男
市民生活部長 斉田 典祥	産業経済部長 宮川 崇
都市整備部長 宮本 孝一	市民窓口課長 川村 昭
税務課長 渡邊 正一	納税課長 中村 兼次
コミュニティ推進課長 大徳 均	交通防犯課長 木村 博貴
商工観光課長 佐藤 昌一	農業政策課長 菅沼 秀之
農業委員会事務局長 中島 史順	環境対策課長 富塚 健二
企業立地推進課長 永井 悟	都市計画課長 清宮 恒之
道路整備課長 油原 一彦	下水道課長 大貫 勝彦
都市施設課長 廣瀬 清司	納税課長補佐 荒植 由美 (連絡員)
道路整備課長補佐 石崎 清浩 (連絡員)	

質疑終了後（執行部入れかえ）

市長 中山 一生	副市長 川村 光男
教育長 平塚 和宏	総務部長 荒井久仁夫
市長公室長 龍崎 隆	福祉部長 足立 裕
健康づくり推進部長 石引 照朗	市民生活部長 斉田 典祥
産業経済部長 宮川 崇	都市整備部長 宮本 孝一
教育部長 松尾 健治	

事務局

局長 黒田智恵子	主 幹 深沢伸一郎
主 幹 吉永 健男	

16時45分以降追加

次 長 松本 博実	係 長 矢野 美穂
-----------	-----------

議 題

議案第 8 号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について（環境生活委員会所管事項）

議案第10号 平成29年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

議案第11号 平成29年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

執行部入れかえ後

議案第 8 号から議案第15号までについて

（討 論）

（採 決）

坂本委員長

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第8号から議案第15号までの平成29年度各会計歳入歳出決算8案件を一括議題といたします。

本日は、環境生活委員会所管事項についての説明と質疑であります。委員長から決算特別委員会の運営に当たり、一言申し上げます。

本会議における質疑では、「自己の意見を述べることができない」と制限が加えられているのに対し、委員会の質疑については、会議規則第115条で「委員は議題について自由に質疑し、意見を述べるができる」と定められております。

ただし、本会議と同様に委員会においても「発言はすべて、簡潔にするものとして、議題外にわたりまたその範囲を超えてはならない」と定められております。

また、質疑につきましては、一問一答で行いますので、挙手をして事業名をお知らせいただくとともに、簡潔明瞭をお願いいたします。

さらに、答弁者におかれましても、発言の際には質問内容に対して的確な答弁をされまじようようお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第8号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の環境生活委員会所管事項について、項目順に沿ってご説明願います。

齊田市民生活部長。

齊田市民生活部長

ご説明いたします。

決算書、9ページ、10ページをお開きください。

歳入についてでございます。

1、市税からご説明をいたします。

まず、1、市民税でございます。

個人市民税につきましては、現年課税分は前年度対比で調定額が約468万円、収入額で約115万円の増額で、ほぼ前年度並みとなっております。徴収率は98.91%でございます。内訳ですが、まず0001個人均等割現年課税分は、納税義務者が増えたことによりまして、収入額は約122万円の増額になったところでございます。

その下、0002個人所得割現年課税分につきましては、企業業績は好調なものの、給与所得者への波及が限定的であったため、前年度とほぼ同水準で約7万円の減額となっております。

次に、2、滞納繰越分の0001個人滞納繰越分につきましては、徴収率が79.52%、7.6%の増でございましたが、近年の滞納処分の進展により調定額が大きく減少したため、対前年比では約2,800万円の減となったところでございます。

次に、2の法人市民税でございます。

企業業績の上昇により当初の見込み額を大きく上回っております。法人均等割現年課税分につきましては、法人数は微増であります。収入額が前年度対比で約636万円の増額となったところでございます。法人税割現年課税分でございますが、東京電力パワーグリッドやA Iメカテックなどの企業の分社化等により企業業績が好転した法人が増加したことから、前年度対比で約1億2,000万円の増額となっております。

次に、2の滞納繰越分の0001法人滞納繰越分でございます。前年度対比で約96万7,000円の減、徴収率は11.75%で、前年度対比4.96ポイントの減となったところでございます。

次に、2、固定資産税でございます。

固定資産税の現年課税分につきましては、調定額で前年度対比で約8,200万円、収入額で約7,840万円の増額となっております。徴収率は99.1%です。内訳としまして、固定資産税土地現年課税分につきましては、ニュータウン及び佐貫駅の西側地区などの市街化

区域の一部においては上昇に転じているものの、市街化調整区域では依然として下落傾向にあり、市域全体では平均値で0.5ポイントの下落となっております。収入額では、前年度対比で約963万円の減額となっております。

固定資産税家屋現年課税分については、一般の住居用家屋の新築による新規課税が387棟、大規模商業施設及び大規模工場等の新增築により、収入額で前年度対比約4,426万円の増額となっております。

また、固定資産税償却資産現年課税分につきましては、既存資産の減価償却がある中で、大規模事業所の新增築に伴う新たな設備投資や太陽光発電設備の新增設などによりまして、収入額で対前年度比約4,376万円の増額となっております。

次に、2、滞納繰越分の0001固定資産税滞納繰越分につきましては、収入額で対前年度比約2,290万円の減、徴収率は58.4%で、3.9ポイントの減となっております。

次に、国有資産等所在市町村交付金です。これは、国や県が所有する固定資産について、その固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税のかわりに交付される交付金でございます。当市では、長山の県営住宅や警察官舎などの土地家屋がこれに該当いたします。収入額は、ほぼ前年度並みでございます。

次に、3、軽自動車税でございます。

軽自動車税は、平成28年度の地方税法の改正によりまして税率の変更や、最初の登録から13年を経過した車両への重課税率や、グリーン化特例による一定の環境性能を有する車両に対する軽課税率が創設されております。

また、割安感のある軽自動車への買いかえが引き続き増加傾向にございまして、現年課税分が前年度対比で約717万円の増額となっております。徴収率は97.35%です。滞納繰越分につきましては、前年度対比で約37万円の増、徴収率は37.01%で、対前年度比5.01ポイントの増となったところでございます。

次に、4の市たばこ税でございます。

高まる健康志向や税制改正による負担感の増により喫煙率が低下したこと、また、最近では加熱式たばこへの切りかえなどによりまして年々課税本数が減少しており、現年課税分が前年度対比で約4,369万円の減額となっております。

次に、5、都市計画税でございます。

固定資産税と同様の理由で、前年度対比、土地の現年課税分で約143万円の減額、家屋では約755万円の増額となったところでございます。徴収率は99.10%です。滞納繰越分は前年度対比で約357万円の減です。徴収率は58.4%で、3.90ポイントの増となったところでございます。

続きまして、13ページ、14ページをお開きください。

宮本都市整備部長

1番、分担金の土木費分担金でございます。こちらは急傾斜地崩壊対策事業分担金です。これは、塗戸地区で行われている事業の受益者負担金3件分でございます。

続きまして、15ページ、16ページをお開きください。

斉田市民生活部長

13、使用料及び手数料のうち、1、総務使用料でございます。総務使用料の0002西部出張所施設目的外使用料、0003東部出張所施設目的外使用料、0004市民窓口ステーション施設目的外使用料については、市政情報モニターの設置料でございます。

その下、0005市民活動センター施設目的外使用料から下、0010旧長戸小学校施設目的外使用料につきましては、それぞれの施設敷地内のN T Tまたは東京電力の線柱やガス管並びに自動販売機の敷地使用料及び電気使用料でございます。

次に、表中ほどの3、衛生使用料の0001斎場使用料でございますが、これは市営斎場の火葬室、待合室、葬祭室などの使用料でございます。

宮川産業経済部長

その下です。

斎場施設目的外使用料です。これは、斎場に設置を許可しております自動販売機2台の使用料と電気料です。

1つ飛びまして、墓地施設目的外使用料です。これは、羽黒町内に、今、使用しております東電柱の使用料金です。

その下、清掃施設目的外使用料です。市が所有しておりますごみ集積所敷地内に設置されております東電柱やN T T柱の使用料金です。

その下、4の労働使用料です。

職業訓練校施設目的外使用料です。職業訓練校施設内に埋設されておりますN T T柱2本分の占有料でございます。

その下、5番、農林水産業使用料です。

市民農園使用料です。これは、龍ヶ岡市民農園の使用料でございます。

その下、市民農園施設目的外使用料。これは、市民農園の行政財産使用料で、携帯基地局、電柱、電話代、新規就農者の畑の賃料でございます。平成29年度は新たにN T Tドコモ携帯基地局が設置されたため増額となっております。

その下、農業公園湯ったり館使用料です。湯ったり館の入館、宿泊、グラウンド使用料金でございます。平成29年度の利用者は18万4,848人となっております。

その下、農業公園農業ゾーン使用料です。レンタルファームと総合交流ターミナルの会議室、実習室の使用料でございます。

その下、農業公園施設目的外使用料。これは、行政財産使用料と自動販売機設置による電気料金でございます。

次に、6の商工使用料です。

市街地活力センター施設目的外使用料。これは、市街地活力センターまいんの2階の一部を商工会の事務室に利用する目的で貸し付けており、その事務室の賃借料のほか、電気料と上下水道料でございます。

その下です。

にぎわい広場使用料です。にぎわい広場の使用料でございます。平成29年度は八坂祭礼時の出店等の使用料でございます。

その下です。

(仮称) 撞舞広場施設目的外使用料。これは、撞舞広場に設置されておりますN T T柱1本分の使用料でございます。

宮本都市整備部長

続きまして、一番下、7番、土木使用料です。

こちら道路占用料と法定外公共物使用料（道路分）です。これは、主に東京電力、N T T、東京ガス等の道路及び法定外公共物の占用料です。

17、18ページをお開きください。

続きまして、駐車場使用料でございます。こちらは、佐貫駅東口駐車場の使用料となっております。

続きまして、河川占用料です。こちらは、八代川、西大塚川の河川区域敷地使用に係る占用料でございます。

続きまして、その下、法定外公共物使用料（水路分）で、市で管理している法定外公共物水路の使用料でございます。

続きまして、都市計画使用料でございます。

0001都市公園使用料でございます。今年度より所管が施設整備課から都市施設課のほうに変更となっております。都市公園の使用料です。これは、都市公園で催されるイベント等の使用料です。

続きまして、都市公園施設目的外使用料でございます。こちら都市公園内に設置許可している電柱、鉄塔等の占用料でございます。

続きまして、森林公園使用料になります。これは、森林公園の宿泊施設やかまど等の使用料です。

続きまして、森林公園施設目的外使用料です。これは、森林公園に設置されている自動販売機及び売店の占用料と電気使用料でございます。

続きまして、市営住宅関連の使用料です。こちら市営住宅に関しましても、本年度より所管課が都市計画課から都市施設課に変更となっております。

0001の市営住宅使用料でございます。こちら市営富士見、奈戸岡、砂町の住宅の家賃でございます。

続きまして、市営住宅使用料滞納繰越分でございます。市営住宅の家賃の過年度繰り越し18件分でございます。

続きまして、市営住宅駐車場使用料。こちら市営富士見、奈戸岡、砂町の駐車場の使用料となっております。

続きまして、市営住宅駐車場使用料滞納繰越分です。これは、市営住宅の駐車場使用料の過年度繰り越し10件分となっております。

続きまして、市営住宅施設目的外使用料でございます。こちらは、市営住宅敷地内に立っている東電柱やN T T柱の行政財産の使用料でございます。

斉田市民生活部長

続いて、表中ほど下のところです。

使用料及び手数料のうち、2の手数料でございます。

総務管理手数料の0002放置自転車等保管手数料です。これは、竜ヶ崎駅前及び佐貫駅前周辺に指定している放置整理区域より撤去した自転車及び原付バイクの保管手数料収入でございます。

次に、0003認可地縁団体証明手数料です。これは、認可地縁団体の印鑑登録証明書と告示事項証明書の発行手数料でございます。

次に、0004自動車臨時運行手数料でございます。これは、主に車検切れとなった自動車の継続検査を受けるため、陸運支局まで道路を運行しなければならないときなど、やむを得ない理由がある場合に限り、5日間を限度に仮ナンバーを交付する際の手数料でございます。1件当たり750円で、1,150件ございました。

次に、2、徴税手数料の0001税務手数料西部出張所取扱分、0002東部出張所取扱分、0003市民窓口ステーション取扱分についてですが、これは、それぞれの出張所において交付いたしました課税・非課税証明書など税証明の交付手数料でございます。平成28年度と比較いたしますと、西部、東部出張所の取扱分が減り、サプラにございます市民窓口ステーションにおける取扱分が増えているといった状況でございます。

次に、0004税務手数料です。これは、本庁において交付いたしました課税・非課税証明書等税証明の交付手数料でございます。

続きまして、その下、0005市税督促手数料です。督促状の手数料でございますが、1件100円、発送件数は2万3,925件ございました。

次に、3番、戸籍住民基本台帳手数料の0001戸籍手数料です。これは、戸籍など合計1万4,884件の発行手数料でございます。

次に、0002住民証明手数料です。これは、住民票や印鑑証明などで合計6万8,535件の発行手数料でございます。

宮川産業経済部長

その下の衛生手数料です。

狂犬病予防手数料。これは、狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料です。

その下です。

いぬねこ等処理手数料。これは、市民から依頼を受けた死亡したペットの処理手数料でございます。

その下です。

一般廃棄物処理業（ごみ）許可申請手数料です。これは、一般廃棄物の収集運搬、処分を行う場合に市長の許可が必要となります。期間は2年間でございますが、その更新を行う際の手数料として徴収をするものです。

その下です。

粗大ごみ処理・廃家電収集運搬手数料です。これは、大きさが1メートル以上、または20キログラム以上の粗大ごみの収集やテレビ等の廃家電等の収集運搬に係る手数料です。合計で昨年度は1,644件分でございます。

次のページをお願いします。

一番上の農林水産業手数料、鳥獣飼養登録手数料です。これは、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣飼養の登録等の交付事務手数料でございまして、対象はメジロで2羽となっております。

宮本都市整備部長

続きまして、土木手数料でございます。

0001屋外広告物許可手数料でございます。こちらは、96件分の申請になります。

続きまして、開発許可関係申請手数料です。これは、建築許可、開発許可、都市計画法施行規則60条に基づく証明、その他各種証明の手数料でございます。

続きまして、2番の都市計画手数料、0001市街化証明手数料です。これは、都市計画における用途地域の証明や市街化区域・市街化調整区域を証明する事務手数料で、申請件数は6件分でございます。

斉田市民生活部長

続いて、国庫支出金のうち、国庫補助金でございます。

総務管理費補助金の地方創生推進交付金（広域公共交通ネット分）でございます。これは、平成29年2月4日から平成30年3月31日の期間における稲敷エリア広域バス実証運行にかかわる国庫補助金で、補助対象経費5,500万円、県2分の1、市町村2分の1を5市町村、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、美浦村で均等割いたしまして、交付金は市町村の負担額の2分の1の275万円でございます。

宮本都市整備部長

続きまして、総務費国庫支出金でございます。

0002の社会資本総合交付金（定住促進分）でございます。こちらにつきましては、子育て世代住宅取得補助分の補助金で、補助率は100分の45で、申請件数は129件分となります。

斉田市民生活部長

その下、個人番号カード交付事業費でございます。これは、通知カードやマイナンバーカードの再交付手数料を除いた個人番号の通知や個人番号カードの申請受付処理発行業務に関する費用の全額が国より補助されたものです。

次に、個人番号カード交付事務費でございます。これは、個人番号カードの交付に係る人件費やマイナンバーカード交付通知書を送付するための経費の一部が補助されたものです。

21ページ、22ページをお開きください。

宮川産業経済部長

衛生費国庫補助金です。

4番の放射線量低減対策特別緊急事業費でございます。これは、空間線量率状況調査業務委託等に係る費用の国庫補助金で、補助率は10分の10となっております。

宮本都市整備部長

続きまして、0001循環型社会形成推進交付金でございます。こちらは、合併浄化槽への補助金で、国が2分の1、県が4分の1、市が4分1の補助率となっております。

宮川産業経済部長

その下、4の農林水産業費国庫補助金です。

農地耕作条件改善事業費でございます。これは、農業者が自力施工で行います区画拡大工事や暗渠排水工事などに対しまして助成を行う国庫補助事業でございます。補助率は定額で10分の10となっております。

その下の5、商工費国庫補助金です。

地方創生推進交付金（創業支援分）でございます。これは、本市における起業・創業を支援するもので、取手市と広域的に連携して行う起業家タウンMatch広域連携事業にかかわる補助金でございます。新規となっております。

宮本都市整備部長

引き続きまして、6番、土木費国庫補助金です。

0001社会資本整備総合交付金（宅地耐震化分）です。これは、大規模盛土造成地評価業務委託の補助金で、補助率は3分の1です。

その下、0001社会資本整備総合交付金（狭隘道路整備分）です。こちらは、狭隘道路に接する土地を拡幅のため、市に寄附をする場合の分筆登記費用などの補助金で、補助率は3分の1となっております。

その下、社会資本整備総合交付金（橋梁長寿命化分）でございます。こちらは、橋梁長寿命化のための点検や長寿命化計画策定のための補助金で、補助率は10分の5.5でございます。

続きまして、都市計画費補助金のうち、0001集約都市形成支援事業になります。少子高齢化による人口減少基調の中、安心安全で快適な生活環境の維持と持続可能な都市運営の実現に向け、平成29年度より策定をスタートしました立地適正化計画の策定計画に対する補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

続きまして、社会資本整備総合交付金（公園長寿命化計画分）でございます。これは、公園長寿命化計画策定に係る交付金で、補助率は2分の1となっております。

続きまして、0003の社会資本整備総合交付金（公園整備分）になります。こちらは、遊具工事に係る交付金で、補助率は2分の1となっております。

続きまして、23、24ページをお開きください。

斉田市民生活部長

3、委託金になります。

1、総務費委託金、精通者意見価格作成費でございます。これは、相続税や贈与税の土地の評価額の基準となる路線価や評価倍率を算出するための参考として、水戸税務署から委託された精通者意見価格の聴取の作成に対する委託金でございます。宅地、農地、山林など市内39カ所、1件当たり600円で交付したものでございます。

その下、戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者居住地届出等事務費でございます。これは、住民基本台帳法に基づき、外国人住民の居住地情報や住民記録事項である在留関連情報に係る法務省との情報連携事務に対するものでございます。

宮本都市整備部長

続きまして、中ほど、浅間ヶ浦排水施設管理費でございます。こちらは、国からの委託金となっております。

斉田市民生活部長

続きまして、15、県支出金のうち、県補助金でございます。事務処理特例交付金（旅券発行事務分）でございます。これは、旅券法に基づくパスポートの受付、発行事務にかかわるもので、均等割20万円と件数割2,138件分の合計額となります。

続きまして、25、26ページをお開きください。

宮本都市整備部長

中ほどの災害費救助費補助金でございます。災害救助費繰替支弁費交付金（応急仮設住宅分）でございます。こちらの補助率は10分の10でございます。

宮川産業経済部長

次に、3の衛生費県補助金です。

4つ目の事務処理特例交付金（環境事務分）でございます。公害防止及び県生活環境保全並びに動物愛護及び管理に関する法律に基づく事務に関する交付金でございます。

その下です。

自立・分散型エネルギー設備導入促進事務費でございます。これは、29年新規となっております。茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱に基づきまして、家庭用燃料電池エネファーム設置費用の一部を補助するもので、1件5万円となっております。

宮本都市整備部長

続きまして、衛生費補助のうちの事務処理特例交付金（浄化槽事務分）でございます。これは、合併浄化槽の設置申請などの受付事務分の交付金でございます。

その下、合併処理浄化槽設置事業費でございます。これは、個人が設置する合併処理浄化槽への設置補助金の県補助分で、国基準の2分の1及び県単独上乗せ分補助10分の10の合計額でございます。

宮川産業経済部長

続いて、4の農林水産業費県補助金です。

農業委員会費交付金でございます。これは、農業委員会の運営経費に対して交付される交付金で、農業委員・農地利用最適化推進委員報酬月額報償分、職員の給料費等に充てるものでございます。

その下です。

事務処理特例交付金（農業委員会事務分）です。これは、茨城県から事務移譲された農地転用等の許可事務に関する経費として交付されるものです。

その下です。

機構集積支援事業費です。農地中間管理機構が担い手への農地集積・集約化を促進するに当たり、農業委員会に関連する事務に関する補助で、補助率10分の10でございます。

その下です。

農地利用最適化交付金。これは、新規となります。新たな農業委員会制度によるもので、農業委員会による農地利用の最適化に向けました積極的な活動をするための交付金で、具体的には農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬（能率報酬分）として交付されるものです。

その下です。

事務処理特例交付金（農政事務分）です。これは、有害鳥獣保護許可の事務に関します県からの交付金でございます。

次のページをお願いします。

一番上です。

農業経営基盤強化資金利子補給費でございます。国等の助成額を差し引いた農業者の金利負担が1%となるように市町村が利子助成を行うための補助金でございます。県は市町村助成額の2分の1を補助しております。

その下です。

農業次世代人材投資事業費です。次世代を担う農業者となることを志向します就農初期段階の青年就農者に対しまして、就農直後の経営確立を支援するための資金を交付するもので、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を交付するものです。平成25年度の対象者5名のうち3名は平成29年度半期分で終了となったため、450万円の減額となっております。

その下です。

機構集積協力金交付事業費です。県に配分された予算の範囲内で県が市町村に対し補助金を配分し、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域や、同機構に農地を貸し付け、離農または経営転換する農業者等に対しまして、市から協力金を交付する事業です。平成28年度よりも新規で多く集積できたため、平成29年度は620万円の増となっております。

その下です。

経営体育成支援事業費でございます。これは、人・農地プランに位置づけられました中心経営体に対して、必要な農業用機械・施設を導入する場合に取得に要する経費について助成するもので、国補助率は10分の3で、上限が300万円となっております。平成29年度は前年度の1経営体から3経営体となったことにより増額となっております。

その下です。

環境保全型農業直接支援対策事業費です。環境保全に効果が高い特別米や有機農業などの営農活動に取り組む農業者を支援するために交付されるもので、国が2分の1、残りの2分の1を県と市で助成をするものです。

その下です。

事務処理特例交付金（土地改良事務分）です。土地改良区における役員就退任の公告及び印鑑証明等の発行事務費となっております。

その下です。

多面的機能支払事業費です。これは、地域共同で行う農地、水路、農道等の地域資源の基礎的保全管理や資質の向上を図る共同活動や、そのほか施設の長寿命化を図る活動に対し支援する補助金で、補助限度額は、田んぼで10アール当たり3,000円、畑は同様に2,000円となっております。負担割合は、国が2分の1で、残りを県と市で負担いたします。前年比で589万円減となっておりますが、長寿命化事業について茨城県の査定によって減額をされたところです。

その下です。

経営所得安定対策直接支払推進事業費です。これは、龍ヶ崎市地域農業再生協議会の運営費としまして、事務費、臨時職員の人件費等に充てられる県の予算の範囲内で支出される定額助成でございます。補助率は10分の10です。

その下です。

農産振興条件整備支援事業費でございます。これは、茨城県単独の補助事業でございます。新規需要米、飼料米とか米粉用の米の作付け拡大に取り組む団体に対しまして、必要な施設の改修や機械設備の導入に対する補助で、補助率は3分の1以内となっております。

その下です。

家畜伝染病予防事務費です。家畜伝染病予防事務に係る伝染病検査手数料を徴収した場

合に、手数料の徴収額の10分の1が交付されるものです。

その下です。

事務処理特例交付金でございます。龍ヶ崎市卸売市場廃止手続であります許可申請の受理及び知事への送付について、1件当たり1,000円交付されるもので、29年度1回で終了をするものです。

その下です。

いばらきの農業産地改革支援事業費です。これは、茨城県単独の補助事業でございます。平成29年度は、JA龍ヶ崎花き園芸部会とブロッコリー出荷組合の2組織が事業を活用しております。補助率は、県3分の1で、160万円以上の事業が対象となっております。その下です。

身近なみどり整備推進事業です。これは、平成20年度から導入されました森林湖沼環境税を活用し、荒廃した平地林の間伐や刈り払いなどの森林整備事業を実施するもので、県の補助金が10分の10となっております。

続きまして、5の商工費県補助金でございます。

地方消費者行政推進交付金でございます。地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的として、国から交付を受けた県が市町村に対して助成をする交付金でございます。

宮本都市整備部長

続きまして、6、土木費県補助金でございます。

大規模盛土造成地マップ作成費でございます。こちらは、大規模盛り土造成地マップ作成に関する県補助金で、補助率は6分の1でございます。

その下、事務処理特例交付金（建築指導事務分）です。これは、県屋外広告物条例、県景観形成条例、建築基準法に基づく事務処理分でございます。

その下、地籍調査費でございます。これは、川原代11地区で0.08平方キロメートル、170筆の測量及び川原代10地区、入地5地区の0.07平方キロメートル、150筆分の図面作成の補助金で、補助率は4分の3となっております。

続きまして、その下、事務処理特例交付金（河川事務分）でございます。これは、準用河川の管理に係る事務処理分でございます。

その下の事務処理特例交付金（都市計画事務費分）でございます。国土利用計画法第23条第1項に基づく土地取引の事務処理分で、41件分でございます。

その下の緑の少年団活動費です。今年、所管課が施設整備課から都市施設課に変更となっております。こちらは、松葉小学校と城ノ内小学校で行っている緑の少年団活動に対する補助金で、1校当たり補助金は1万3,000円でございます。

次のページへお願いいたします。

斉田市民生活部長

3、委託金でございます。

1、総務費委託金の県民税徴収取扱事務費です。これは、市町村が行っている県民税の賦課徴収に要する経費を補償するため、都道府県が市町村に対して交付する費用です。前年度比で約228万円、1.78%の増となっております。

その下です。

人口動態事務費でございます。これは、毎月1回、人口の動態を調査し、県へ報告する事務、出生票、死亡票、婚姻票、離婚票などの作成・送付に対して交付されたものでございます。

宮川産業経済部長

1つ飛びまして、統計調査費委託金でございます。

統計調査員確保対策事業費です。各種統計調査が円滑に推進できますよう、調査員を確保するための事業費でございます。

その下です。

就業構造基本調査費です。この就業構造基本調査のための人件費や旅費、消耗品等の費用に充てるための県からの委託金でございまして、5年に1度の調査となり、皆増となります。

その下です。

常住人口調査費です。毎月茨城県に報告する常住人口の定期調査のための消耗品などの費用に充てるための県からの委託金で、委託率は10分の10となっております。

その下、学校基本調査費です。教育委員会教育総務課が茨城県に報告する定期調査の委託金で、委託率は10分の10でございまして、予算のみ商工観光課で対応しております。

その下、経済センサス調査区管理費です。平成28年6月1日を基準として、全事業所対象とした売上高や費用等の把握を重点に置いた調査の人件費や消耗品等の費用に充てるための県からの委託金で、委託率は10分の10でございます。当調査は5年に1度行われることから、皆増となっております。

その下、工業統計調査費です。工業統計調査のために人件費や旅費、消耗品等の費用に充てるための県からの委託金です。委託率は10分の10で、前年度比で21万6,000円増となっておりますが、平成28年度は準備のための負担であり、経費が少なかったものでございます。

その下、住宅・土地統計調査単位区設定費でございます。住宅土地統計調査単位区設定のための人件費や消耗品等の費用に充てるための県からの委託金で、委託率は10分の10です。この調査も5年に1度行われる調査でございまして、皆増となります。

宮本都市整備部長

続きまして、土木費委託金でございます。

建築確認取扱事務費でございます。こちらは、4件分の委託金でございます。

続きまして、防災調節池等維持管理費でございます。これは、一級河川に係る防災調節池の維持管理に対する県からの委託金でございます。

その下、破竹川調節池維持管理費です。これは、破竹川管理施設及び公園の維持管理に要する費用で、管理費の2分の1を県が負担するものでございます。

続きまして、31、32ページをお開きください。

宮川産業経済部長

5のみらい育成基金利子でございます。今年度から企画課より商工観光課に事務移管となりました。これは、ふるさと納税積み立ての基金利子でございます。

9番です。農業振興基金利子です。これは、農業振興基金に対する利子収入でございます。

宮本都市整備部長

続きまして、14番の新都市ライフホールディングス配当金です。これは、当市が株主となっている株式会社新都市ライフホールディングスからの配当金でございます。

宮川産業経済部長

1つ飛びまして、2の物品売払収入です。環境対策課資源物等売払収入です。これは、回収しました廃用油6,697リットルを売り払った収入となります。

次に、寄附金でございます。

2のふるさと龍ヶ崎応援寄附金1億8,282万1,001円です。ふるさと納税3,917件分の寄附金となります。平成28年度よりは6,400万円ほど少なく、前年度比で74%の減となっております。

おります。

その下、基金繰入金です。

5番のみらい育成基金繰入金です。未来育成基金繰入金6,400万円です。平成29年度は、ふるさと納税寄附金の目的ごとに22の事業に充当しております。

次に、8、農業振興基金繰入金です。農業振興基金からの繰入金でございまして、豊作村イベントの秋の収穫祭の経費の不足分を繰り入れたものでございます。

次のページをお願いいたします。

齊田市民生活部長

20番、諸収入です。

延滞金加算金及び過料の延滞金でございます。市税延滞金ですが、市税の延滞でございまして、前年度比475万円、12.76%の減となっております。

宮川産業経済部長

その下の過料です。歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例違反金です。違反者への過料1件当たり2,000円でございます。2件分でございます。

一番下の自治金融資金貸付金元利収入でございます。

次のページをお願いいたします。

自治金融資金貸付金元利収入でございます。これは、自治金融制度の融資金利を引き下げるための原資として、市内の金融機関の4銀行7支店に預託したものが年度末に全額返金されたものでございます。

その下です。

4の受託事業収入、2の農林水産業受託事業収入でございます。

1、農業者年金業務受託収入でございます。これは、農業者年金業務に伴う受託収入でございます。

その下、農地中間管理事業業務受託収入です。これは、農地中間管理事業業務の受託収入で、嘱託員人件費やチラシ等の郵送料に充当しております。

齊田市民生活部長

5番、雑入になります。

1、納付金の駐輪場指定管理者納付金でございます。これは、佐貫駅東駐輪場と佐貫中央第1・第2駐輪場の指定管理に伴う指定管理者からの納付金でございます。

宮川産業経済部長

続いて、2、団体支出金になります。

1の清掃工場関連還元施設整備事業費負担金です。これは、清掃工場関連還元施設整備に係る費用のうち、利根町、河内町の負担分として当市に支払われるものでございます。利根町が780万円、河内町が310万円でございます。

齊田市民生活部長

次に、土地改良区徴収交付金でございます。これは、牛久沼土地改良区が賦課する負担金の徴収に係る収納事務に対する交付金で、徴収金額の2%が交付されるものでございます。

宮川産業経済部長

11の牛久沼地域清掃作戦事業費です。3月5日に実施しました牛久沼清掃事業に対する牛久沼流域水質浄化対策協議会からの補助金でございます。

齊田市民生活部長

次に、自治総合センターコミュニティ助成金でございます。これは、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行っておりますコミュニティ助成事業において採択されました龍ヶ崎西コミュニティ協議会の和太鼓の購入助成金250万円と高砂区町会の集会所建設助成金1,500万円でございます。

宮川産業経済部長

15の基幹的設備改良工事負担金精算金です。焼却炉の長寿命化改良工事の交付金でございます平成28年循環型社会形成推進交付金の額の10万円の増額変更により、当市の負担割合分71%分、7万1,000円が精算されたものでございます。

その下、雑入となります。

次のページをお願いします。

齊田市民生活部長

雑入でございます。

0005株式譲渡所得割還付金返還金でございます。これは、修正申告によりまして株式譲渡所得割還付金の還付金が減少した場合の返還金でございます。

宮川産業経済部長

14番の広告掲載料。これは商工観光課からシティセールス課に移管されております。

齊田市民生活部長

28番の西部出張所電話使用料でございます。これは、西部出張所に設置されている公衆電話の使用料でございます。

次に、広告掲載料（コミュニティバス分）でございます。これは、コミュニティバス循環ルート、内回り・外回りの車内モニターへの広告掲載料でございます。

その下、コミュニティバス高齢者定期券売払収入でございます。これは、70歳以上の方を対象としましたコミュニティバス全路線及び路線バスとコミュニティバスが共通で利用できる定期券のおたっしやバスの売払収入でございます。

その下、コミュニティセンター電話使用料、次のコミュニティセンター機器使用料につきましては、各コミュニティセンターの事務室の電話を貸した場合の使用料並びにコミュニティセンター内に設置されておりますコピー機・印刷機の使用料です。

その下、公売滞納処分費でございます。これは、公売による売却代金のうち、公売にかかった鑑定料と公売落札手数料等の充当分でございます。

その下、県民交通災害加入推進費でございます。これは、県民交通災害保険の事務手数料でございます。

宮川産業経済部長

その下です。

統計資料頒布収入でございます。これは、統計資料のコピー代でございます。

その一番下、2つ目、48番、環境対策課刊行物頒布収入。これは、冊子「お宝の木」の販売収入でございます。

その下、雑草除去受託料でございます。条例に基づきまして、空き地の所有者が雑草除去作業を市に委託した際の受託料でございます。1平米当たり100円で、平成29年度は所有者267人、筆数345筆、面積として13万2,749平米となっております。

次のページをお願いします。

一番上です。

指定ごみ袋売払収入です。燃やすごみなど市のごみ袋合計1万756箱分の売払収入でござ

ございます。

その下です。

県民手帳頒布収入です。これは、県民手帳の販売による手数料でございます。

その下です。

物産品等販売手数料です。これは、龍ヶ崎市観光物産センターの手数料で、売上金の15%となっております。

宮本都市整備部長

続きまして、その下、道路事故賠償保険金、資源物等売払収入、道路整備促進期成同盟会負担金、都市計画図売払収入も所管となっております。

その下、72番、応急仮設住宅退去修繕負担金精算金でございます。今年度より所管が都市計画課から都市施設課に変更となっております。これは、震災時応急仮設住宅に係る賃貸住宅の退去解約に伴う修繕負担金精算金でございます。

その下、火災保険料等返納金でございます。今年より所管課が都市計画課から都市施設課に変更となっております。これは、震災応急仮設住宅に係る賃貸住宅の退去解約に伴う火災保険料の返納金でございます。

宮川産業経済部長

その下です。

多面的機能支払交付金返還金です。これは、多面的機能支払い事業を実施するために補助金を交付しております活動組織において、活動期間終了により返還金が生じたものでございます。

斉田市民生活部長

2つ下になります。

燃費試験不正行為対応事務費賠償金でございます。これは、三菱自動車工業（株）の燃費試験不正行為に起因した軽自動車税の納付不足額への対応に伴います事務経費を請求したものでございます。具体的には納税義務者への納税通知書送付に係る郵送料で、平成29年度のみ収入となります。

続きまして、一番下、21の市債でございます。

総務費債のコミュニティセンター整備事業債でございます。これは、龍ヶ崎、大宮、八原、長山、馴染、川原代のコミュニティセンター等での改修工事の事業債でございます。

41、42ページをお開きください。

宮川産業経済部長

一番上の3、農林水産業費債でございます。

一番上、農業公園施設整備事業債です。これは、湯ったり館相互交流ターミナルのLED照明化工事費に充当する事業債で、充当率90%となっております。

その下です。

県営土地改良事業債です。これは、市債の農林水産事業費債は県営土地改良事業の負担金に充てる事業債で、充当率90%となっております。

宮本都市整備部長

道路橋梁債、地方道路等整備事業債でございます。こちらは、事業費から補助金等を差し引いた額の9割でございます。

その下、地方道路等整備事業債（借換分）でございます。こちらも所管となっております。

その下、河川債でございます。

排水路整備事業債。これは、市単独の雨水排水路整備事業に係る起債分で、起債対象は工事費等の事業費及び事務費でございます。

その下の排水路整備事業債（借換分）、こちらも所管でございます。

続きまして、都市計画債。

都市公園整備事業債です。事業費から補助金等を差し引いた額の9割でございます。今年度より所管課が施設整備課から都市施設課に変更となっております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出に入ります。

49、50ページをお開きください。

斉田市民生活部長

総務費の市民行政推進活動費でございます。この事業は、様々な市民活動を促進するための費用で、市民協働推進委員会委員報酬、まちづくりポイント制度のポイントシールの印刷製本費、ポイントシール還元に係る賞賜金、公共施設里親制度に登録する団体のボランティア保険に係る火災保険料、コミュニティ助成事業などが主なものです。平成28年度との比較では、約1,794万2,000円の増となっておりますが、増額の主な要因は龍ヶ崎西コミュニティ協議会の和太鼓の購入並びに高砂公民館新築工事に対しますコミュニティ金の補助金の支出によるものでございます。

続きまして、65、66ページをお開きください。

出張所費の西部出張所管理運営費でございます。この事業は、西部出張所の管理運営費で非常勤職員の報酬や施設の維持管理費などが主な支出となります。平成28年度とほぼ同額の決算となります。

次に、その下、東部出張所管理運営費でございます。この事業は、東部出張所の管理運営費で非常勤職員の報酬や施設の維持管理費が主な支出となります。平成28年度との比較では、約20万8,000円の増となっておりますが、主な要因は、老朽化に伴いまして防犯カメラを更新したことによるものです。

次に、その下、市民窓口ステーション管理運営費でございます。この事業は、非常勤職員4名分や施設の維持管理費などが主な支出となっております。28年度との比較で約360万円減っていますが、平成28年度には市民窓口ステーション開設に伴う備品や消耗品等が含まれていたことによるものです。

続きまして、67、68ページをお開きください。

宮川産業経済部長

地域振興費です。

左一番下のふるさと龍ヶ崎応援事業です。これも企画課から商工観光課へ移管されました。ふるさと応援寄附金に係る経費でございまして、主に返礼品の購入や専用サイトであります「ふるさとチョイス」のプロモーション支援事業業務委託が主なものでございます。昨年と比較しますと653万円のマイナスとなっておりますが、これは寄附額が減少したため、返礼品の額も減少したものによるものでございます。

斉田市民生活部長

その下、市民活動センター管理運営費でございます。

69、70ページをお願いいたします。

この事業は、市民団体の活動をサポートする市民活動センターを維持管理するための費用で、平成27年度より指定管理者制度に移行したことによりまして、指定管理料、工事請負費、備品購入費が主な支出となっております。平成28年度との比較では減額になっておりますが、その主な要因は、修繕費用の減額、工事請負費、備品購入費の皆減によるものでございます。

次に、市民交流プラザ管理運営費でございます。この事業は、平成28年10月にオープンいたしました市民交流プラザの管理運営に関するもので、28年度との比較では5,813万9,000円の減となっております。その主な要因といたしましては、施設の改修工事に係る工事請負費の皆減及び備品購入費の減によるものです。

続きまして、その下、コミュニティバス運行事業でございます。この事業は、コミュニティバス運行に対するもので、地域交流や公共交通、買い物など自力での移動手段を確保するため、運行する循環ルートやA、B、C、D、Eルートといったコミュニティバスの運行事業補償金などが主な支出となります。平成28年度との比較では約443万9,000円の増額となっておりますが、その要因といたしましては、コミュニティバス運行に係る人件費や車両修繕等の経費の増によるものです。

続きまして、71、72ページをお開きください。

続いて、公共交通対策費でございます。この事業は、鉄道や路線バスなどの公共交通に関するもので、路線バスや鉄道等のJRまたは関東鉄道竜ヶ崎等の利用促進及び乗合タクシーの運行補償金が主な支出となっております。平成28年度との比較では、約322万7,000円の減となっておりますが、要因といたしましては、地域公共交通網形成計画策定の完了に伴う委託料の皆減によるものでございます。

宮本都市整備部長

続きまして、その下、定住促進事業2,230万でございます。この事業は、若者・子育て世代の定住化を促進し、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、住宅ローンを抱え、市内に初めて住宅を取得した若者・子育て世代に予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。交付決定件数は155件です。

続きまして、73、74ページをお願いいたします。

斉田市民生活部長

コミュニティセンター費のコミュニティセンター管理費でございます。

76ページのほうもあわせてごらんください。

この事業は、13館のコミュニティセンターの管理運営に関するもので、コミュニティセンター職員の報酬や光熱水費、また消防用設備等の修繕経費、施設の保守管理費用、トイレ改修工事などが主な支出となっております。平成28年度との比較では1億2,436万2,000円の増となっておりますが、要因といたしましては、LED照明機器リースの開始や土地の購入、トイレ浄化槽、非常階段等の改修に伴います工事請負費の増額によるものでございます。

なお、公有財産購入費につきましては、これは北文間コミュニティセンターの駐車場用地につきまして公民館当時から賃貸借契約をしておりましたが、その土地の一部、駐車場の中央部分でございましたが、平成23年12月に茨城県信用保証協会の仮差し押さえ、またその後、昨年7月、差し押さえといったことから、その後、不動産競売にかけられましたことから入札に参加し、落札し購入いたしております。

続いて、コミュニティセンター活動費でございます。この事業は、中核的な地域コミュニティが設立されていない2つの地区の自主活動に関します費用で、コミュニティセンター活動推進協議会への補助金とコミュニティセンターの講座の講師謝礼が主な支出となります。

次に、そのページの一番下でございます。

交通安全対策費の職員給与費（交通安全）、こちらが交通防犯課の交通安全グループ4名分の給与費でございます。

その下、交通安全対策費でございます。

次のページをお開きください。

この事業は、交通安全を推進するための費用で、春、夏、秋、年末に行っております交

通安全街頭キャンペーンに使用します啓発品の購入や安全運転を呼びかけるための立て看板等の購入、カーブミラーの修繕、交通安全団体等への負担金等が主な支出となっております。平成28年度との比較では141万3,000円の増となっております。この要因は、カーブミラーの修繕基数が上がったことによるものです。

続きまして、放置自転車対策費でございます。これは、竜ヶ崎駅及び佐貫駅周辺地区内に指定された放置整理区域に置かれている自転車及び原付バイクへの札張り、撤去、運搬、返還等の委託業務と佐貫駅東駐輪場の自転車一時預かり、電磁ロックの使用賃貸料が主な支出となります。平成28年度との比較では242万2,000円の増となっております。この要因は、佐貫駅東駐輪場のLED照明設置工事によるものでございます。

宮川産業経済部長

その下、基金費でございます。

みらい育成基金費でございます。これは、みらい育成基金の利子並びに平成29年度分のふるさと納税の積み立てをするものでございます。

斉田市民生活部長

次に、ページの一番下でございます。

自治組織関係経費でございます。この事業は、住民自治組織活動を促進するための費用で、住民自治組織への活動推進奨励金と地域づくり補助金が主なものでございます。

なお、地域づくり補助金は、地域コミュニティが設立されていない地区が対象でございます。決算額は平成28年度と同等となっております。

次のページをお開きください。

地域コミュニティ推進費でございます。この事業は、中核的な地域コミュニティの活動を促進するための費用で、地域コミュニティ設立地区への補助金が主なものでございます。平成28年度との比較では約30万8,000円の増となっておりますが、その要因といたしましては、駒馬台地区地域コミュニティ設立準備費の交付及び地域コミュニティ協議会への設立加算金の交付などによるものでございます。

次に、旧長戸小学校施設管理費でございます。これは、旧長戸小学校の施設維持管理費に要する費用でございまして、光熱水費、体育館非常誘導灯バッテリー等交換、施設の機械警備、照明等の購入などが含まれております。平成28年度との比較では64万6,000円の増額となっておりますが、要因といたしましては、体育館のトイレの修繕を行ったことによるものです。

続きまして、81、82ページをお開き願います。

ページの中ほどでございます。

北竜台防犯ステーション管理費でございます。この事業は、龍ヶ崎市北竜台防犯ステーションの管理に要する経費で、主なものとしましては、ステーション運営に伴います消耗品や電気代、上下水道等光熱水費でございます。平成28年度との比較では6万6,000円の微増となっておりますが、主な要因はAEDの消耗品購入、施設の玄関照明のLED化の修繕、その他ネット回線の解約金の支出などによるものでございます。

その下、防犯活動費でございます。この事業は、嘱託員であります防犯サポーター13名分の人件費、龍ヶ崎地区防犯協会等の防犯団体への負担金、防犯パトロール車の車検に要する費用等でございます。平成28年度との比較では228万1,000円の増額となっております。主な要因は、防犯サポーターの1日当たりの勤務人数を5人から6人に強化したことや、主要な道路の交差点等への防犯カメラを5カ所7基設置したこと、さらには平成29年度からの新規事業でございます防犯カメラ等設置事業補助金を3地区、防犯カメラ5基に交付したことによるものでございます。

続きまして、防犯灯整備事業でございます。

84ページです。

この事業は、市内各所に設置してございます防犯灯に係る経費で、主なものとしたしましては、既に設置してある防犯灯の修理・修繕等に要する修繕料と、設置要請のございました箇所への至急の取り付けのための工事費などでございます。前年度との比較では、新規の設置工事費用が減となっております。LED防犯灯の設置箇所等を把握するため、また管理システムの構築に係る費用並びにデータ管理用のパソコンソフト購入などの支出をいたしております。

その下、空家等対策事業でございます。これは、空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行を受け、当市における協議会の設置、空き家等実態調査の実施及び空家等対策計画を策定いたしまして、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための費用でございます。平成28年度との比較では1,520万円の減となっております。要因といたしましては、空き家対策に係る業務委託が終了したことによるものでございます。

続きまして、85、86ページをお願いいたします。

市税過誤納還付金でございます。

還付金ですが、平成28年度との比較では約254万5,000円の減、前年度対比ですと約8.79%の減となっております。主な要因といたしましては、法人市民税の還付が少なかったことによるものでございます。

続いて、その下、税務総務費の職員給与費（徴税）です。

これが税務課、納税課職員29人分の給与費でございます。

その下、税務事務費でございます。

まず、報酬ですが、一般職非常勤職員4人分の報酬でございます。平成29年度は一般職非常勤職員が2名から4名へと増加したため、前年度対比で約300万円の増額となっております。

賃金は、確定申告時等、繁忙期における臨時職員の賃金でございます。フルタイムの臨時職員2名を一般職非常勤職員に切りかえたため、約345万円の減額となっております。

負担金、補助及び交付金につきましては、各種団体への負担金となっております。税務事務に関する連絡事項や研修会、講習会などを開催しております。負担金の中の地方税電子化協議会につきましては、地方税の電子化を目的に設立された一般社団法人地方税電子化協議会に対する地方税ポータルシステム、いわゆるエルタックス、それと所得税申告データ等の連携システム運用の負担金となっております。

続きまして、賦課事務費でございます。

事務費につきましては、消耗品といたしまして書籍や追録、共同印刷等の消耗品等の購入費でございます。印刷製本費は、納税通知書や申告書等の印刷代でございます。平成29年度は基幹系システムの更新により、市県民税申告書、特別徴収税額通知書、固定資産税・都市計画税納税通知書、軽自動車税納税通知書等がBPO対応、システムの会社の業務システムの利用による印刷となったため、前年度対比で約226万円の減額となっております。

役務費につきましては、納税通知書の郵送料金となります。

13の委託料の不動産鑑定（時点修正等）ですが、平成29年度の固定資産税の時点修正に関する業務委託でございまして、市内32カ所を鑑定評価したものでございます。

同じく委託料の課税ファイリングシステム保守は、市県民税の賦課に際しての課税データの読み取りを行うハードウェアとソフトウェア等のシステム全般における保守業務の委託になります。

続いて、その下、土地・家屋評価推進事業でございます。

委託料でございます。不動産鑑定は、雑種地の評価に関する不動産価格の調査及び報告書の作成業務委託で、平成29年1月1日時点での市街化調整区域の太陽光発電施設用地の不動産価格を調査いたしまして、その結果を平成30年評価基準に反映させることを目的に実施したもので、平成29年度が初の事業でございます。

また、昨年度に実施いたしました平成30年度固定資産税土地の評価替えにおいて活用い

たします243地点の鑑定評価に関する業務委託は実施していないことから、約1,570万円の大幅な減額となっております。

土地評価・地図情報システムデータ更新につきましては、評価の適正化の均等を図るため、地番データ、家屋データ、そして地図情報システムの更新等を行ったものでございます。平成27年度から3カ年度継続事業の最終年度の平成29年度では、土地評価取扱要領の更新や鉄軌道用地評価額計算などとなっておりますが、全体では約588万円の減額となっております。

次に、その下、徴収事務費でございます。

報酬は、一般職非常勤職員6人分の報酬でございます。

役務費の手数料ですが、これはコンビニ収納、口座振替、クレジット納付などの手数料でございます。

委託料の不動産鑑定につきましては、公売物件4件の鑑定費用でございます。

また、公金収納情報データ作成につきましては、固定資産税や個人住民税など22万7,200件の領収済みの通知書のデータ読み取り処理と消し込みデータの作成を委託したものでございます。

使用料及び賃借料につきましては、ヤフーに支払っているクレジット納付システムの使用料でございます。

負担金は、茨城県租税債権管理機構の徴収実績により同機構へ支払う負担金でございます。前年度対比で68万2,000円の減となっております。

続きまして、その下、戸籍住民基本台帳費でございます。職員給与費（戸籍住民）、これは市民窓口課本庁12人分の給与費でございます。

続きまして、その下、戸籍事務費でございます。この事業は、戸籍事務に係る管理運営費で、戸籍システム使用料や保守料、関連消耗品などが主な支出となります。

次に、その下、住民記録等証明事務費でございます。

あわせて、次のページもごらんください。

この事業は、住民異動や印鑑登録、マイナンバーカードの交付や管理、証明書の発行、埋火葬斎場の使用の許可、県民交通災害の加入といった市民窓口全般業務に係る管理運営費でございます。非常勤職員の報酬や窓口OA機器賃借料、マイナンバーカード関連業務を行っている地方公共団体情報システム機構への交付金などが主な支出となります。28年度との比較では約744万4,000円の減となっております。その要因といたしましては、個人番号の通知カードやマイナンバーカードの関連事務に要した経費として地方公共団体情報システムへ支払う交付金が減ったことによるものでございます。

続きまして、その下、旅券発給事務費でございます。この事業は、県より委任されましたパスポートの申請受付と交付事務に関する経費でございます。主な支出は非常勤職員の報酬となります。

続きまして、95、96ページをお開きください。

宮川産業経済部長

統計調査総務費でございます。

職員給与費（統計調査）です。これは、統計担当職員2名分でございます。

その下です。

統計調査事務費。これは、各種統計調査が円滑に促進できますように調査員を確保するための経費や茨城県統計協会への負担金でございます。

その下です。

統計調査費。これは各種統計調査に係る費用で、前年度比で87万8,000円ほどの増額となっております。これは調査項目の増により職員等の報酬の増が主な理由となっております。

続いて、次のページをお願いいたします。

斉田市民生活部長

備考欄の一番下、5になります民生費の市民法律相談等事業でございます。この事業は人権同和問題に関する事務運営費で、主な支出は市民法律相談の委託料でございます。平成28年度との比較では43万円の減額となっております。その要因は、平成28年度は県から龍ヶ崎市が受託した人権啓発活動事業を実施したことによるものでございます。

続きまして、123、124ページをお開きください。

宮本都市整備部長

災害扶助費でございます。

応急仮設住宅費312万9,616円です。今年度より所管が都市計画課から都市施設課に変更となっております。この事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅として市が民間賃貸住宅を借り上げ、東日本大震災の被災者に供与するものです。

役務費につきましては震災時応急仮設住宅に係る損害保険料でございます。

使用料及び賃借料307万6,266円につきましては、災害時応急仮設住宅に係る賃貸住宅契約で、被災者の内訳は福島県の方が3戸、宮城県の方が1戸でございます。

続きまして、126ページをお開きください。

宮川産業経済部長

保健衛生総務費の職員給与費（保健衛生）でございます。これは、環境対策課職員7名分でございます。

続いて、135、136ページをお願いいたします。

予防費の狂犬病予防費でございます。これは、犬の登録や狂犬病予防注射の証明発行により、飼い犬の頭数や予防注射の有無を把握する事業でございます。

その下の3の環境衛生費です。

環境審議会費でございます。これは、環境保全対策の基本方針の樹立や公害の予防対策及び公害対策に関することなどを審議する会議の費用でございまして、環境審議会委員報酬が主なものでございます。

その下です。

環境行政推進費です。これは、市民環境会議の運営や環境白書の作成、環境フェアの開催、それから緑のカーテン事業等を推進するための事業と、太陽光発電システム及び高効率給湯器エネファームに対します設置費用の一部の補助を行っているものでございます。

その下です。

環境衛生対策費です。これは、たばこのポイ捨てや不法投棄の防止、空き地の雑草除去、道路上で亡くなっている動物の回収、公衆トイレの管理等の環境衛生の維持向上を目的とした対策やサービスを実施する費用でございます。主なものとしては、非常勤嘱託職員報酬として歩きたばこ指導員4名分報酬や、138ページになりますけれども、委託料の雑草等除去（受託分）で、受託面積は13万2,674平方メートルでございます。

その下の不法投棄対策事業です。これは、不法投棄の未然防止対策及び不法投棄物の回収処分を行うことにより、当市の生活環境の保全を図る事業でございます。この委託料の処理困難物処理は、不法投棄された産業廃棄物の処理費用でございます。

その下の放射線対策事業です。これは、平成23年3月に発生しました福島第一原発事故に伴う放射能空間線量率を測定するための費用でございます。委託料の空間放射線量測定は、市内全域609地点344マスでの空間線量率を測定するものでございます。

その下です。

斎場管理運営費です。これは、市営斎場の管理及び運営に係る費用でございます。施設管理及び火葬に係る業務委託、これが主なものとなっております。平成29年度は修繕料ということで灯油地下タンクの修繕を行っております。前年比で430万円の減となっておりますが、これは工事請負費の減が主な理由となっております。

次のページをお願いします。

公害対策費です。

職員給与費（公害対策）。これは、公害対策担当職員2名分でございます。

その下、公害対策費です。これは、河川や湖沼の水質状況や交通騒音、振動及び交通量の測定、自動車騒音を継続して調査することにより、生活環境が悪化していないかを確認する費用でございます。主な事業としては委託料ですが、河川及び湖沼水質調査、これは19の河川及び湖沼の水質調査に関する委託となっております。交通騒音、振動及び交通量測定では、市内15カ所の環境騒音、交通騒音、交通振動、交通量調査、平均速度調査を実施しております。前年比では107万の減となっておりますが、これは委託料の契約確定による減が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

清掃総務費でございます。

職員給与費（清掃）。これは、清掃担当職員8名分でございます。

その下、清掃事務費です。これは、年に3回、6月、11月、3月に行っております市内一斉清掃で使用する消耗品の購入や通知発送の郵送料、茨城県清掃協議会への負担金となっております。

その下です。

塵芥処理費です。これは、排出されたごみの適正な収集運搬等を図るための事業でございます。主な内容としては、需用費として市内へのごみ収集運搬に係る消耗品の購入や粗大ごみ収集運搬処理券、廃家電収集運搬券の印刷製本、負担金としては、ごみ収集運搬や指定ごみ袋の製造のほか、龍ヶ崎市地方塵芥処理組合の管理運営等に充てる負担金でございます。この負担金については、前年比で8億4,500万円のほどのマイナスとなっておりますけれども、この要因としては焼却炉の長寿命化工事、これが一段落しまして平成29年度は終了していることによるものでございます。

ごみ減量促進費でございます。

次のページをお願いします。

これは、循環型社会の構築に向け、家庭系ごみの排出量削減や再資源化等の推進を図る事業です。賃金は非常勤職員1名を新規に採用しております。委託料ですが、市内の2地区から調査地区を選定しまして、家庭から排出されるごみの内容を調査するごみ質分析調査、それから缶、瓶、ペットボトル、紙、布などの資源物の収集運搬、毎週日曜日に市内3カ所で資源物の回収を行うサンデーリサイクル事業、木くずの資源化などの業務委託となっております。そのほか備品購入費で1.5トントラック1台を購入しております。前年度比では410万円の減となっておりますが、この委託料で主に紙と布の回収量の減少によって委託料が減少したことと、このトラック購入で2トントラックを予定していたものが1.5トンとなったことからによるものと思います。

宮本都市整備部長

し尿処理費でございます。

役務費につきましては、龍ヶ崎地方衛生組合へ搬入するし尿、浄化槽汚泥の処理手数料でございます。

続きまして、負担金、補助及び交付金でございます。こちら龍ヶ崎地方衛生組合へのし尿処理及び施設整備の負担金でございます。

それから、合併浄化槽設置事業でございます。茨城県合併処理浄化槽普及推進市町村協議会への負担金と合併処理浄化槽設置事業でございます。生活排水による湖沼水域の水質汚濁を防止するため、個人住宅の合併浄化槽の設置に要する費用を補助するものでございます。補助率は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1で、これに県の単独上乗せ補助10分の10の合計額を含むものでございます。

宮川産業経済部長

労働諸費です。

労働事務費です。

次のページをお願いします。

主なものとしましては、結婚支援活動を実施しておりますいばらき出会いサポートセンターと龍ヶ崎地区高等職業訓練協会の負担金となっております。

続きまして、農業委員会費でございます。

職員給与費（農業委員会）は、農業委員会事務局員2名分でございます。

その下の農業委員会事務費です。これは、農業委員会運営のための事務費となっております。平成29年度、新たな農業委員会制度に移行したため、非常勤職員の報酬、具体的には農地利用最適化推進委員11名分、438万円、これが新規となっております。

その下です。

農業者年金受託事業です。農業者年金基金からの受託業務に対する事務経費でございます。平成27年度には新規加入者がいたため平成28年度は増となりましたけれども、28年度は加入者がいなかったことから、平成29年度は減額となったものでございます。

148ページをお願いいたします。

農業総務費です。

職員給与費（農業総務）。これは、農業総務担当8名分でございます。

その下、農業総務事務費です。農業総務事務費は農業の振興を図るための費用でございます。各種団体への負担金、これが主な支出でございます。そのほか消耗品では、稚魚を購入し、牛久沼への稚魚放流事業なども行っております。前年と比較して235万円の増となっておりますが、これは竜ヶ崎地方卸売市場廃止に伴い、都市計画廃止図書作成や市民協働事業提案制度、これを活用したまちづくり協働事業に対して補助金を交付したことなどが主な要因となっております。

次に、3の農業振興費でございます。

農業振興事業、これは兼業農家や高齢となりました農家等の離農者から有料農地を借り受け、担い手農家に貸し付ける事業、農地中間管理事業や地域交流や農業等の振興を通じたまちづくりに関する事業を行うための費用で、まちづくり文化財団の補助金が主となっております。

その下です。

市民農園管理運営費です。これは、龍ヶ崎市民農園の管理運営に関する費用で、同様に指定管理者であるまちづくり・文化財団への委託料となっております。

農業公園湯ったり館管理運営費です。これは、農業公園湯ったり館の管理運営に関する費用で、指定管理者であるまちづくり・文化財団への委託料が主なものです。

また、利用者の安全性・快適性を確保するための修繕を行っております。平成29年度はLED照明工事、外壁等タイル工事を行っております。前年度比では2,200万円の減となっておりますが、これは都市ガス工事が終了したことによるものでございます。

その下の農業公園農業ゾーン管理運営費です。農業公園農業ゾーン管理運営費は、農業公園豊作村の管理運営に係る費用でございます。これも指定管理であるまちづくり・文化財団の委託料が主なものでございます。

次のページをお願いします。

続きまして、工事請負費としまして交流ターミナルの外壁・屋根塗装及び建具修繕工事、LED工事を実施しております。1,700万円増となっておりますが、この工事を実施したことが増の主な理由となります。

次の農産物直売所管理運営費です。

これは、直売所の設置のための備品等の購入をはじめとします管理運営に係る費用でございます。開店に向けたPOSシステムとも呼ばれる販売売り上げの実績を管理集計するなどのシステムや電話等の備品購入が主な事業となっております。

その下です。

農業経営基盤強化促進対策事業。認定農業者や新規農業者に対する支援や農地中間管理事業等への補助金、これが主なものです。前年度対比で746万円の増となっておりますけれども、これは農地中間管理事業におきまして担い手への集積により、機構集積協力金が増大したこと及び経営体育成支援事業費において、平成28年度は1経営体でしたが、平成29年度は3経営体が農業用機械の導入により助成を受けたことが主な理由となります。

その下です。

龍ヶ崎ブランド育成事業です。

ページは152ページにかけてです。

この事業は、市内ブランド農産物、米、トマト、小菊などですが、新たな農産物の育成に加えまして、産官学連携による食をテーマにした新たな市の農産物の活用方法や魅力を飲食店や家庭に幅広くPRし、龍ヶ崎ブランドの育成に取り組む事業でございます。市内の小・中学校の学校給食に提供する特別栽培米に関する助成も行っております。負担金では、JA龍ヶ崎施設園芸部会、これはトマト部会の産地アップ支援事業や若手生産者の組織、龍ヶ崎新緑会などの新たな取り組みに対する補助、こういったものが主な取り組みとなっております。

その下です。

環境にやさしい農業推進事業です。これは、循環型農業の確立や有機農業を推進する費用でございます。有機肥料生産に対する補助や環境保全と資源の再利用を図るための使用済み農業用プラスチックの適正処理事業などを実施しております。

その下です。

農作物風評被害等対策事業です。これは、食品の安全安心を確保するために市内3農産物等の食品放射能・放射性物質の測定を実施する事業で、農産物に加えまして保育所の給食の食材などを検査し、安全性を確認しております。これは、嘱託員の人件費と測定機器の保守の費用が主なものでございます。

その下です。

地域おこし協力隊事業（グリーンツーリズム）です。これは新規事業で皆増となりますが、地域外の人材を受け入れて地域との協働活動を行ってもらって、その定住・定着を図ることで地域力の維持強化を図るものでございます。主な費用は、地域おこし協力隊2名分の人件費や活動に付随する居住費、備品、自動車、パソコンなどでございます。

その下です。

農業振興基金費です。これは、農業振興基金の運用利子を積み立てるための支出でございます。

続いて、4、畜産業費で畜産振興事業でございます。

次のページをお願いいたします。

環境に優しい農業を推進するとともに、地域における畜産業の振興及び畜産経営の合理化と安定的発展を図る事業で、家畜伝染病予防のための消耗品の購入や畜産振興団体に対する負担金補助金が主なものです。

続いて、農地費です。

職員給与費（農地）。これは農地担当職員1名分でございます。

宮本都市整備部長

続きまして、農業集落排水事業特別会計繰出金でございます。こちらは、板橋・大塚地区の農業集落排水事業の経営安定化を図るため、特別会計へ繰り出しするものでございます。29年度は元金償還費が大幅に増額となっております。事業費分といたしまして施設の維持管理、施設整備償還金が3,920万1,293円、職員給与費分としまして889万8,707円、1名分でございます。

宮川産業経済部長

その下です。

土地改良助成事業です。この事業は、負担金、補助金、これが主なものでございます。前年度比で約990万円の増となっておりますが、これは農地耕作条件改善事業費において、6経営体において事業を実施しており、増となったことが主な理由でございます。

その下です。

土地改良整備事業です。地域農業の振興を図るとともに、生産基盤の整備を行うための土地改良事業を実施するものです。これも負担金が主なもので、県が実施します板橋・伊佐津線及び利根北部地区の経営体育成基盤整備事業、川原代地区の土地改良施工予定地地区計画調査費などが主なものです。これも前年度より610万円の増となっておりますが、委託料の繰越分と負担金の増によるものでございます。

その下です。

牛久沼土地改良区農業排水路管理費です。これは、牛久沼土地改良区との覚書に基づく農業用排水路施設等の維持管理負担金で、1,000万円を上限として年度末に工事の実績に応じて精算をするものでございます。

水田営農活性化対策費でございます。

156ページをお願いいたします。

生産調整推進対策事業です。これは、国における飼料用米で加工用米の非食用米、これの作付け拡大の方針に合わせるために市としても同様の助成金を設定しまして、米の生産調整を図るため推進団体への負担金の交付金、これが主なものでございます。

続いて、林業振興費でございます。身近なみどり整備推進事業です。この事業は、平成20年度から導入されました森林湖沼環境税、これを活用し、荒廃した平地林の間伐や刈り払い等の森林整備を委託し、実施するものでございます。平成28年度は2地区で実施しておりますが、平成29年度は3地区で実施しております。中貝原塚、八代、若柴でございます。この実施地区が増えたため、180万円の増となっております。

続いて、商工費、商工総務費でございます。職員給与費（商工総務）、これは商工観光担当6名分でございます。

続いて、商工事務費です。商工業の振興及び企業立地を促進するための費用で、補助金として市内中小企業者の金融の円滑化、これを目的とした中小企業事業資金融資あっせん制度、自治金融、振興金融と言われ、2つありますが、に係る経費が主なものです。前年度費で約2,560万円の減額となっております。これは企業立地奨励金とか創業支援事業交付金に、新たに創設しました金融促進費や創業支援事業費も計上をしたことによるものでございます。

2の商工業振興費です。

市街地活性化対策費でございます。各種イベントの開催など、商工会と連携し、市街地の活性化対策を行うものです。

次のページをお願いいたします。

主なものは、龍ヶ崎商工会への交付金に係る経費でございます。前年度比では3,400万円強の増額となっておりますけれども、平成29年度はプレミアム商品券事業を実施したことによるものでございます。

その下です。

市街地活性化施設管理運営費です。この事業は、市街地活力センターまいん及びにぎわい広場での管理運営費となっております。まいん職員7名分の報酬及び施設の光熱水費等が主なものでございます。これも前年度比2,200万円強減額となっておりますが、工事の請負費の減によるものでございます。

その下、創業支援事業です。これは新規事業で皆増となります。この事業は、起業・創業を支援するものでありまして、平成29年度は取手市と広域的に連携して行う起業家タウンMatch広域連携事業の運営費を実施団体であります龍ヶ崎商工会に交付するもので

ございます。

その下です。

企業立地促進費でございます。これも新規となります。これは昨年度、商工観光課で同様業務を担当しておりましたが、企業立地推進課に業務移管をされております。この事業は、市内の企業立地を促進するため、新たに事業を行う企業や既存企業が業務拡大のため、工場を増設する等に対して交付する企業立地促進奨励金、これが主なものです。

また、29年度から茨城県工業団地企業立地推進協議会へ負担金として10万円を新たに加入しております。

その下です。

工業団地整備事業。これも新規となります。この事業は、地域経済の活性化や雇用促進等を目的につくばの里工業団地に新たな用地を創出するための拡張事業、これに係る費用で、主なものは基本計画策定等業務委託、それから不動産鑑定評価業務委託2件でございます。

次のページをお願いいたします。

観光費の職員給与費（観光物産）です。これは、観光物産4名分でございます。

その下、観光物産事業です。この中にマスコットキャラクターに関する経費の具体的な修繕料、これがシティセールス課に今年から移管になっております。この事業は、市の知名度アップと活性化を推進するための事業で、撞舞、桜まつり、牛久沼水辺公園でのとんび凧揚げ大会をはじめとする様々なイベントを関係団体と連携して実施するための事業費や交付金、そのほか委託料として観光物産センター管理運営費などが主なものとなります。昨年度の決算と比較しますと430万円の増となっておりますけれども、これは（仮称）撞舞広場整備工事といたしまして、給水管引込み工事や電源盤設置工事、引込柱移設工事などを実施したものでございます。

次に、4、消費生活対策費となります。

消費生活センター運営費です。この事業は、消費者トラブルの相談やあっせん等を行っている消費生活センターの運営費でございまして、主な支出としましては消費生活相談職員の3名分の報酬でございます。

次のページをお願いします。

昨年度は備品購入費におきまして出前講座の充実等のため映写スクリーン等を新たに購入しています。この費用は、地方消費者行政活性化交付金として全額補填をされております。

なお、平成29年度の相談件数は666件となっております。

宮本都市整備部長

続きまして、土木費、土木総務費でございます。

職員給与費（土木総務）26名分所管となっております。

続きまして、その下の下、職員給与費（営繕）でございます。こちら所管で3名分の給与でございます。

続きまして、営繕事務費204万9,864円。今年度より所管が資産管理課から都市施設課へ変更となっております。こちら主だったものとしていたしましては、委託料でございまして、公共施設等改修工事実施設計業務委託2工事分でございます。内容としていたしましては、龍ヶ崎市本庁舎深井戸改修及びポンプ交換工事の実実施設計業務委託77万7,600円、それから農業公園交流ターミナル外壁・屋根塗装及び建具改修工事実施設計業務委託106万1,640円でございます。

続きまして、公共施設維持補修事業でございます。

こちら賃金といたしまして臨時職員1名分、それから需用費になります。こちら消耗品でチェーンソーの刃、草刈機替刃、殺虫剤等の購入費で、修繕料は草刈機用のトラクターなどの修繕費でございます。

委託料でございます。一般廃棄物等処理で、木くずや剪定枝の処分費となります。

使用料及び賃借料でございます。公園の高木や街路樹等の剪定で使用した高所作業車などのリース代でございます。

163, 164ページをお開きください。

原材料費でございます。原材料につきましては、砕石砂、モルタル等の購入等でございます。

続きまして、備品購入費。こちらにつきましては、乗用型草刈機2台、歩行型草刈機1台、肩かけ式草刈機4台、ブロワー2台、チェーンソー3台の購入でございます。

続きまして、宅地耐震化推進事業345万6,000円でございます。これは、大規模盛土造成地評価業務委託の費用で、現地調査を行って第二次スクリーニングの優先度の評価を行い、公表用のマップを作成したものでございます。

続きまして、職員給与費（建築指導）でございます。こちら所管3名分の人件費でございます。

続きまして、建築指導事務費でございます。これは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、住みよい住宅環境に寄与することを目的とし、都市計画法に基づく開発行為関係の指導及び許可、開発行為指導要綱による指導及び中高層建築物等指導要綱による指導及び事前協議、建築物に関する行政指導、建築計画に基づく指導等を行うものでございます。需用費、消耗品でございます。書籍の購入等や加除でございます。

続きまして、負担金、補助及び交付金でございます。こちらは、負担金といたしまして茨城県宅地開発協議会への負担金でございます。こちら、ちなみに線引きされている市は1万4,500円となっているところでございます。この協会は、研修会やら被災地宅地危険度判定養成講習会等を行っている組織でございます。

続きまして、職員給与費（地籍調査）3名分、こちらも所管となっております。

その下、地籍調査事業でございます。

まず、報酬でございます。こちらは、地籍調査協力員延べ63人分でございます。

需用費でございます。こちらは境界杭の購入等の費用でございます。

続きまして、通信運搬費になります。こちら地権者への通知・案内等の郵送料でございます。

続きまして、委託料でございます。境界復元測量及び図面作成の委託料でございます。

続きまして、165, 166ページをお願いいたします。

職員給与費（道路橋梁総務）、こちら所管で7名分でございます。

続きまして、道路管理事務費でございます。こちら主だったところで申しますと、佐貫駅のエレベーター及びエスカレーター、道路照明灯の、委託料のほうですが、修繕料でございます。

それから、負担金、補助及び交付金。こちらは、狹隘道路整備事業の補助金で3件分の補助でございます。

その下の道路整備促進費でございます。こちらは、各種団体への負担金等が主だったとなるものでございます。

続きまして、道路維持補修事業になります。こちらは、主だったもので、委託料で橋梁長寿命化計画策定業務委託、工事費といたしまして市道第6-30号線、公共施設等誘導サイン修繕等の工事を行っているところでございます。

続きまして、道路排水管理費でございます。こちらにつきましては、主だったところは雨水排水ポンプ場維持管理の委託料となります。

それから、続きまして、交通安全施設整備事業になります。こちらは工事請負費でございます。各路線におけるカーブミラーや防護柵、その他のスクールゾーン等を設置する事業でございます。

続きまして、職員給与費（道路新設改良）でございます。こちら3名分で所管となっております。

その下の道路改良事業でございます。こちらにつきましては、大きなもので工事請負費でございます。こちら件数が14路線の工事を行ったものでございます。

続きまして、市道第Ⅲ-113号線整備事業でございます。こちらは、板橋地区における道路の整備工事でございます。今年度でこちらは完了する予定でございます。

続きまして、市道第Ⅱ-7号線整備事業でございます。こちらの道路は川原代小学校前の交差点から入地駅方面へ向かう道路でございます。平成29年度は用地購入とその購入に伴う補償でございます。

続きまして、河川事務費でございます。こちら負担金、補助及び交付金でございます。まして、県河川協会、利根川治水同盟、利根川下流地区河川愛護協力会、鬼怒川・小貝川流域ネットワーク会議、小貝川改修促進期成同盟会、小野川改修期成同盟会等への負担金でございます。

続きまして、準用河川等管理費でございます。こちらにつきましては、主だったところで委託料でございます。準用河川の維持管理及び一級河川に係る防災調節池の維持管理費で、除草及び巡視等の管理を行っているところでございます。

続きまして、その下、急傾斜地崩壊対策事業でございます。こちらは、茨城県が施工する急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金と県砂防協会への負担金でございます。

それから、続きまして、職員給与費（河川）です。こちら所管となっております。

続きまして、排水路整備事業でございます。こちら主だったところで工事請負費でございます。大塚町地区排水路整備工事及び貝原塚町・半田町地区排水路蓋設置工事及び直鮎地区排水路整備工事の費用となっております。

続きまして、職員給与費（都市計画総務分）でございます。こちらの所管で8名分の人件費となっております。

その下、都市計画事務費でございます。こちらにつきましては、都市計画審議会の委員報酬でございます。平成29年度は3回開催しております。

街路事務費でございます。

県街路事業促進協議会への負担金が主なものでございます。

続きまして、佐貫3号線整備事業でございます。こちら測量と基本設計等でございます。委託料でございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計繰出金3億6,880万円でございます。こちらは、公共下水道の安定化と下水道特別会計の健全な運営を図るため、特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、都市下水路管理費でございます。こちら主だったものとしたしましては委託料でございます。雨水排水ポンプ場維持管理、調節池ポンプ維持管理、電気工作物保安管理でございます。

続きまして、職員給与費（公園管理）でございます。こちら所管でございます。3名分でございます。

続きまして、都市公園管理費1億5,164万9,841円でございます。こちら主だったものとしたしましては、工事請負費の遊具設置工事、松葉と長峰西公園ほかの遊具設置工事を行っているところでございます。その他委託料としたしましては、公園の長寿命化計画策定、電気工作物の保安管理等を行っているところでございます。

続きまして、森林公園管理運営費でございます。こちら需用費でございます。次ページ、178ページで需用費でございます。151万につきましては、消耗品や燃料費、印刷でございます。

それから、役務費につきましては、火災保険料等が主なものとなっております。委託料としたしましてシルバー人材センターへの管理委託と樹木剪定、松くい虫の防除、浄化槽の維持管理等を行っているところでございます。工事請負費につきましては、森林公園にある宿泊施設への自動火災報知設備工事を行ったところでございます。

続きまして、緑化推進事業でございます。こちらにつきましては、需用費のうち消耗品

でございますが、こちらは樹木・花木の購入費でございます。19、負担金、補助及び交付金9万6,000円でございます。負担金につきましては、県の公園緑地推進協議会、県緑化推進機構への負担金と、補助金といたしまして緑の少年団活動事業の2万6,000円の補助金を行っているところでございます。

続きまして、職員給与費（住宅）でございます。こちらにつきましては2名分の人件費でございます。

続きまして、市営住宅管理費でございます。こちらも主だったところは委託料と需用費となります。住宅に困窮している低所得者を対象に良好な住宅環境を低廉な家賃で供給するため、公営住宅法に基づき建てられた市営住宅の管理に要する費用でございます。委託料につきましては、市営住宅管理システム保守の費用と施設除草、それから樹木剪定等の費用となっております。

次、210ページをお開きください。

齊田市民生活部長

教育費、社会教育費、公民館費でございます。都市再生機構公民館償還金でございます。この事業は、五省協定立替施行償還金でございます。当時の松葉地区公民館の駐車場用地取得に関する委託費と長山地区公民館建設に関するものでございます。

以上が歳出の概要の説明でございます。

平成29年度歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

坂本委員長

説明ありがとうございました。

休憩いたします。

午後1時再開の予定です。

【休 憩】

坂本委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては一問一答でお願いいたします。

また、質疑及び答弁におかれましては、挙手をされるようお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎委員

まずは、決算書歳入の32ページ、中段の0002、ふるさと龍ヶ崎応援寄附金についてお聞きいたします。

ふるさと納税の寄附申告者件数を、前年度と比較してお伺いいたします。また、29年度の寄附金の最高額とどのくらいの寄附額が多かったかお伺いいたします。

坂本委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

お答えいたします。

まず、平成29年度の寄附件数でございますが3,917件、平成28年度比としますと1,396件

の減となっております。

寄附金額でございますが1億8,282万1円、同じく28年度比6,442万8,000円の減となっております。

また、ご質問にありました寄附の最高額でございますが、1件当たり90万円が最高でございました。

次に、その寄附の多いエリアですが、件数が一番多いのは1万円以上3万円未満、こちらが1,397件、寄附金額で申し上げますと、小計額を出しますと20万円以上から30万円未満が合計額ですと3,880万円ということで多いエリアになっております。

以上です。

坂本委員長

山崎委員。

山崎委員

20万から30万未満の寄附額が多いですね。

しかしながら、寄附件数は前年度と比べると1,396件、こちらが減っているということですね。

次よろしいでしょうか。

それと、このふるさと納税により、自治体によっては受け入れ寄附額より、他市町村への寄附が過熱し、大幅に上回っております。

住民税の控除額が寄附額を超え、赤字となる自治体が生じているとお聞きいたしております。

当市の場合、他市町村への寄附額があるのかとともに、また、黒字なのか赤字なのかわかる範囲でお聞きいたします。

坂本委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

平成29年度龍ヶ崎がふるさと納税で寄附を受けた金額は、歳入にありますように1億8,282万1円、逆に、龍ヶ崎市民の方が他の自治体にふるさと納税をして寄附を行った結果、税額控除額こちらが5,191万円となっておりますので、当市につきましては1億3,091万1円の黒字ということでございます。

以上です。

坂本委員長

山崎委員。

山崎委員

ありがとうございました。

黒字ということで、よかったですね。

次、よろしいでしょうか。

平成29年度の寄附の金額は約1億8,000万、平成28年度は約2億4,700万、約6,400万円と大きく落ち込んでおり、また、他市町村への寄附額も平成28年と比較しますと約1,100万増えております。

その要因と、今後の対応についてお伺いいたします。

坂本委員長
佐藤課長。

佐藤商工観光課長

ふるさと納税につきましては、近年税制上の有利さや、制度の簡素化、返礼品の充実などから着実に増えてまいりました。

その反面、テレビ等でも報道されておりますが、高額な返礼品や、地元産以外のもの、換金が容易な旅行券など、様々な問題が生じております。

平成29年4月1日付で総務省から是正の通知が出された所であります。

これを受けまして、本市を含め、多くの自治体では返礼品の割合3割以下ということで是正して努力してまいりましたが、一部の自治体では従来通りの高い返礼率で返礼品を提供しているところもあり、それらの自治体に多く集まる傾向がみられるというのが1点でございます。

また、県内の自治体の傾向などを見ますと、平成29年度辺りから、ほとんどの自治体でインターネットのポータルサイトを利用した積極的な取り組みを始めておりまして、全体的に寄附額が伸びております。

逆に、本市のように、先行してそういうものを導入していた自治体では、相対的に減少するという傾向もみられます。

今後の話でございますが、このような状態というのが続いていくと思われましますので、本市といたしましても、商工観光課に担当が移ったわけでございますから、新たな返礼品の導入、こういうものも進めていければと思っております。

また、活用する事業の内容や、成果をできるだけ明確にしております、クラウドファンディング型のふるさと納税の導入というのも研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

坂本委員長
山崎委員。

山崎委員

今の佐藤課長のご答弁では、最後の方で新たな返礼品の導入を進めているということですが、具体的にどのようなものを進めているのかお伺いいたします。

坂本委員長
佐藤課長。

佐藤商工観光課長

今年度になってから、いろいろ当たっておりまして、今現在で2つの事業者に協力いただきまして、1つは万寿金さんでせんべいセットとかあられセットというものです。もう一つはメンズヨシワラさんでスーツの仕立券、靴の仕立券、あとワイシャツの仕立券なんというものをこれにつきましては既に導入しております。靴の仕立券につきましては少し前に50万円の寄附ということで、靴仕立券というご希望の方がいらっしゃいました。

以上です。

坂本委員長
山崎委員。

山崎委員

新しい返礼品としては、ヨシワラさんのスーツの仕立てや靴の仕立てと、それとワイシャツですか、なかなかよろしいのではないですか。

私だったらすぐ寄附しましてぴしっと決めたいと思うんですが、仕事柄寄附行為はちょっとできませんので、この発案というか、大分私は今お聞きしまして、これヒット商品になるのではないかと、私は思っております。

今後とも期待してますので、さらなる新しい返礼品を生み出していただきたいと思います。

以上でございます。

坂本委員長

それでは、ほかにありませんか。

福島委員。

福島委員

引き続き、佐藤課長のところになるかと思いますがよろしくお願ひします。

1点だけです。

決算書の158ページ、市街地活性化対策費のプレミアム商品券事業ですね。成果報告書の29ページの方に大まかな概要については記されていますので、その中で、この事業の成果ですとか効果、アンケートによる成果検証をしたということで書かれておりますけれども、この辺もう少し詳しい内容わかればお聞きしたいんですけれども。

坂本委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

こちらのアンケートは、商品券の販売時に実施しております、商品券の購入きっかけに新たな商品購入のきっかけとなるという回答、こちらをした方が39.3%、これまで利用していない店舗を利用すると回答した方が12.62%おりました。購買意欲や消費の喚起に一定の効果があつたのかなという分析をしております。

特に、29年の商品券は、子育て応援都市宣言記念プレミアムたつこの商品券として実施したものですから、子育て世帯の方について申し上げますと、家計の助けになったかという問については、助かると回答した人が9割以上おりました。これらのことから経済的な支援という面でも目的は達成できたのかなと考えております。

また、同商品券が完売され、換金率でございますが、99.88%となっていることから、市内の消費喚起も少なからず図れたのかなというものを考えております。

逆に声として要望事項としてあつたものは、今回は抽選方式であつたものですから、外れてしまったという、やむを得ないところではあるんですがというお声。あともう一つあつたのは、先ほど申し上げましたように子育て応援でございますので、1枚につき2,000円が子育て世代の方で18歳未満の世帯の方がいる世帯ですが、ただ一般世帯の方は1枚につき1,000円だつたものですから、それは一般の世帯の方から私たちが2,000円でやってほしいなという声はありました。

以上です。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

さらに2年前でしたかね、市役所にも大行列ができて暑い中、その辺の反省点があって抽選方式ということだったと思うんですけども、確かに外れた方もかなりの数7,244セット分が外れたということだと思いますから、その辺からは苦情といいますか、そういう声もあったというのは私も聞いています。

そういってもおおむね好評というか、よかったという声が多かったのだらうと思うんですけども、そういう中で今年度はやらない、やる予定は今のところないんだと思うんですけども、今後、この先来年度以降も実施する予定とか考えはありますでしょうか。

坂本委員長

佐藤課長。

佐藤商工観光課長

先ほども答弁申し上げましたように、ある意味大変好評でございます。

今後のことですが、プレミアム商品券は地域の消費喚起を目的とすることに加えて、生活支援を推進する目的をもった事業であるというふうに考えております。

こういう観点から、総合的に検討しまして、実施すべきタイミングも判断して、効果的に実施する必要があるというふうに考えております。

以上です。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

前向きなお考えということで、ぜひ市民の要望をしっかりと聞きまして、前向きに考えていただきたいと思うんですけども、最後に成果報告書の中で、そういった中で、今後の方向性というところで、改善というところに印がされているんですけども、この改善ということについての考え方だけお聞かせください。

坂本委員長

佐藤課長。

佐藤商工観光課長

進行管理シートでは、今後の方向性改善と、議案書のとおりでございます。

これは、成果を検証するために、事前に販売時にアンケートは取ったんですが、やはり事業者の方、あとは消費者の方の商品券の使い方、事後調査というんですか、そういうものを詳細に実施する必要もあると考えております。

やはり広く情報収集して分析することが商品券事業では重要ななと思っております。

また、他市の商品券事業などを参考にしますと、利用された事業者について、換金時に手数料を徴収しているケースもあるということですから、実施する事業の規模、後は財政状況、この辺も踏まえまして、このような事業者負担についても研究していく必要があるのかなということで改善ということでございます。

以上です。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

ぜひ、商工会などとも協議を重ねて前向きにまた取り組んでいただけるように要望して終わります。

坂本委員長

それではほかにありませんか。

杉野委員。

杉野委員

それで、148ページ、歳出、農業公園湯ったり館についてなんですが、まず始めに過去3年の推移をどうなのか、費用ですね、どうなっているのか、それと合わせて歳入の方で16ページ、農業公園湯ったり館使用料9,556万3,000円というふうに歳入が書かれていますけれども、それとの関連で、損益がどうなっているのかちょっと見たいので、過去3年の推移をお知らせ願いたいと思います。

坂本委員長

菅沼農業政策課長。

菅沼農業政策課長

農業公園湯ったり館の使用料収入と管理運営費の過去3年の関係でございます。

まず、平成27年から29年でお話させていただきます。

平成27年度の使用料収入につきましては、1億199万1,530円に対しまして、指定管理運営費が1億2,928万6,000円となっております。

平成28年度につきましては、使用料収入8,760万3,420円に対しまして、指定管理運営費が1億1,742万7,102円となっております。

昨年、29年度につきましては、使用料収入は9,556万3,380円に対しまして、管理運営費が1億2,986万2,000円でございます。

このほかに、施設の老朽化に伴いまして、このところ修繕工事や改修工事も発生しております。こちらにつきましては、平成27年度に改修工事と工事請負費合わせまして4,334万4,080円、28年度6,366万1,769円、29年度2,826万5,868円となっております。

坂本委員長

杉野委員。

杉野委員

今年だけの数字で見ますと、収入、決算書に出ている9,556万3,000円ですか、それから、支出面で委託料だけで見ると1億2,986万というふうになっているんですね。どういうことかということ、完全に赤字だということで、過去の数字、今説明いただきましたけれども、傾向としてちょっとやばいのではないのかなと思ってます。

これは、先ほどのリニューアル費等も含めて考えると支出で1億5,800万も支出しちゃうってんですね。そうすると、収入が100%だとすると、支出で65%オーバーなんですよ。それだけの赤字だっていうことなんですよ。それで、監査意見書にこのように書かれたのかなと思ってます。

実際に、施設についてはもう20年になるんですかね、古くなって相当修繕とか、あるいはリニューアルですか、も含めてかさむ一方だと思います。そうすると、減価償却費なんかも一般企業で言われている投資した分の費用を加えるととんでもない数字になっちゃうのかなと思ってます。

そこで、今後どういうふうを考えていくのか、対応についてお聞きしたいなと思います。

どうですかこれは、部長ですか。

坂本委員長

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

今年6月になって、新しい温浴施設などもオープンし、湯ったり館との競合がされているところで、まちづくり・文化財団が指定管理をやっているんですが、その新しい温浴施設がオープンしてから、湯ったり館の来館者数ですとか、客層そういったことについてどういう状況かを詳細に把握するような指示をしております、実際に今6、7、8、3カ月たったところで、入館者数は2割強の減だそうです。毎月2割強の減となっているところです。

これが今オープンしたばかりですので、来客者数という意味では、このままずっと減少するのか、それとも今後戻ってくるのか、というのは今年度いっぱいくらいはちょっと見たいと考えています。

また、湯ったり館は、やはりずっと赤字ではあるんですが、今後の業務の工夫ですか、そういうことも財団とはいろいろ協議をしまして、例えば、新しい温浴施設では宿泊施設がないんですよね、財団の方は宿泊施設があると、後ろには運動場もあるというところで、そういうスポーツ施設と宿泊なんかをうまく利用した新しい事業、それから後はあの辺でバーベキューなんかできればいいかなとも考えてますので、その辺についてもまだ協議段階で、その形になるかどうかわかりませんがそういうことも考えています。

それから、そういうことで新しい温浴施設との差別化を図っていく必要がまずあるんだろうと考えています。

それと、後は新しい湯舞音さんが5年後10年後にあるかどうかというのにも限らないとも考えてますので、そういうことから湯ったり館については、もう年間若干減ってきてますけれども20万人前後の来館者数がある皆様に親しまれている施設ですので、なんとかずっと継続してやっていきたいと考えているところではあります。

この監査委員さんの意見を踏まえて、検討をしていきたいと考えてます。

以上です。

坂本委員長

杉野委員。

杉野委員

差別化していきたいということなのかと思いますけれども、4、5年の間にオープンしたばかりのたつこのモールの温浴施設がなくなるとはちょっと考えられないのかなと、だからそういう意味では抜本的にやはり手を打つことが必要なのかなと思います。

少し思い切ったことを言いますと、年間で5～6,000万円こうやってお金が垂れ流しになっちゃうわけですから、そうなるこれは思い切り民間への売却と、あるいはなんていうんですかね、今流通経済大学の方のスポーツの合宿所みたいなそんなことで買っていたとか、そんな思い切ったことを考えていかないと、あまり猶予ないのかなと思っているんですよ。その辺は慎重に、特に財団のこちら決算の資料と一緒に配られましたけれども、広公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団、これの一番大きな収益源なんですよ。だからその辺の構造もある程度考えていかないと、まずは一步として民間の経営にゆだねるとか、あるいは思い切った先ほど申し上げましたようなことを考えていかないとだめなのかなというふうに提言しておきます。

それと、今回気がついたんですけれども、もっと早く気がつけばよかったんですが、総合運動公園なんかもやはり前は収入と対応してチェックできていたんですけれども、今度

のやつは完全に民間に委託して、そしてその中で収支、民間じゃないと見えないと、我々からするとその収支どういうふうに変更されているかどうかというのがわからないので、その辺の工夫を見えるようにしていただきたいなと思います。

特に、アリーナ棟については大型施設ですので、やはり相当影響が出るのかなと思いますので、その辺も要望しておきたいと思います。

それから、本年度オープンする農産物直売所、推移がどういうふうになるのか見えないところもあります。

それから、道の駅も十分に収支については留意されたいというふうに願ってますので、よろしくこれは要望です。お願いします。

以上です。

坂本委員長

ほかにございませんか。

深沢委員。

深沢委員

よろしく願いいたします。

P72ページの公共交通対策費です。そこの補償金の乗合タクシーについてお伺いしたいと思います。

実績データのP38ページに載っております。

昨年度から比べての利用状況なんかはどうなってますか。

坂本委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

乗合タクシーの利用状況につきましては、平成24年の7月からスタートしまして年々利用者は増加している状況です。

特に平成29年度は3,940人となっております、前年と比べて934人、31%の増加ということで、ここ2、3年は1年間で900人づつ利用者が伸びているような状況です。

利用者の90%程度が60歳以上ということもありますので、今後その需要というか利用者は増えてくるものと考えております。

以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

この表で見ると、2月から3月って90人くらい一気に増えているじゃないですか。これは何かこちらから働きかけみたいなきっかけがあったんですか。

坂本委員長

木村課長。

木村交通防犯課長

特に思い当たる節はないんですが、周知につきましてはもちろん広報紙とかホームページ等ではお知らせしているのと公共施設にチラシなんかを配置していると、あとは今度9

月17日敬老会ありますけれども、その場ではそういった乗合タクシーとか、高齢者の自主返納の事業とか、高齢者に関する事業はいつも周知しているような状況ですので、ちょっとこの2月から3月はちょっとわからないんですが、今一番大きいのはロコミというか、脇のお宅が乗合タクシーを使っているとか、あと済生会病院で何で来たのという話になったときに乗合タクシーで来たんですよという話になるとじゃあ申し込もうかなというのが一番大きいかなと思います。

以上です。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

ご存じのようにどんどん高齢化が進みますし、障がい者の方もいらっしゃいますし、よくアピールしていただいて、課長がおっしゃるように敬老会の会合等が一番いいと思います。そういうところでそういうことを広めていただきたいなど。

また、市内なんか歩きますと結構知られているかなと思うとそうでもない場合もあるんですね。敬老会とかそういうところに出ている方は聞いているかもしれませんが、おうちの中にいらっしゃるというような方もいらっしゃいますので、民生委員さんの力なんかも借りて、おうちの中に閉じこまらないような、対策としてこういうのがあるわよということで、話をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。

86ページです。

過誤納還付金のところですが、

過誤納の内訳を教えてください。

坂本委員長
中村納税課長。

中村納税課長

お答えをさせていただきます。

過誤納還付金の内訳でございますけれども、還付件数の多い税目順にお答えをさせていただきます。

はじめに、個人市民県民税ですが、こちらが559件で、還付額が1,592万9,229円です。

続きまして、法人市民税が124件で、940万1,000円です。

続きまして、固定資産税ですが59件で、161万円です。

最後に、軽自動車税、こちらが10件で、5万1,600円となっております。

以上でございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

主に過誤納になってしまう理由というのはどういうことが考えられますか。

坂本委員長
中村課長。

中村納税課長

お答えをさせていただきます。

主な理由といたしまして、納付後に確定申告等によりまして税額が減額、あるいは消滅したケース、そしてまた二重に納付してしまうようなケースもございまして、こういった場合には過誤納付というようなことになります。

以上でございます。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

過誤納の方には気を付けていただいて、その上で今いろんな詐欺があるじゃないですか。還付金詐欺なんているのもよく聞きますよね。下火になったかなと思うとまた出てきたりなんかしますので、その辺の対策等はどうなっていますか。

坂本委員長

中村課長。

中村納税課長

お答えをさせていただきます。

納税課へ還付金詐欺を疑わせるような問い合わせが実は今年3月から4月にかけて15件程度ございました。

5月から現在まででは1件か2件程度のお問い合わせが入っております。

その対策といたしまして、市公式ホームページに注意喚起の注意文書を掲載しております。介護福祉課でも、介護保険料の還付がありますことから、同様に掲載をしているところ です。

また、保険年金課の後期高齢者医療保険の還付では75歳を過ぎた高齢者からの問い合わせが多いことから、交通防犯課と竜ヶ崎警察署への情報提供を行いまして、今年の3月から4月にかけて、防災龍ヶ崎にて還付金詐欺の注意喚起の呼びかけが実施されたところでございます。

庁内において、横断的に対応しているところでもございます。

最後になりますけれども、納税課といたしましては、広報紙りゅうほ一への掲載や、毎年3月に全世帯に配布をさせていただいております、納税月一覧という月ごとに納付する税目であったり場所等を記載したお知らせがでございます。こちらの方に今後この還付金詐欺の注意喚起の文章を追加してまいりたいというふうに考えているところでもございます。

以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

この還付金詐欺、75歳くらいの方が多というような話がありましたけれども、何度も聞いても自分は大丈夫と思っちゃう人もいますし、聞いているのかなと思っても申し訳ないけれど聞いてない場合も、こちらで思っているほど伝わってない場合もすごく多いんですね。ですので、しつこいと思われるくらいにそのことは知らせてほしいですし、それから先ほどの民生委員さんではないですけども、回っていただくときにそのことも一緒に伝えていただきながら、絶対この龍ヶ崎から還付金詐欺にあうような人が出ないよう

によろしくお願ひしたいと思ひます。

次です。

138ページ。

斎場管理運営費のところの、工事請負費です。

ここの納骨堂撤去工事というのが載っておりました。

この納骨堂は使用されていたんですね。

坂本委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

市営斎場南側の緑地中央付近に設置してありました9平米の納骨堂につきましては、長期間使用していない状況が続いておりました、今後も使用する用途が見当たらないことから撤去を行ったところでございます。

以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

使用してなかったんですね。

今後何かそこに新たなものというのは考えていらっしゃいますか。

坂本委員長

富塚課長。

富塚環境対策課長

市営斎場につきましては、多くの弔問客が来場する葬儀が年に2回程度ではありますが、行われており、付近の市道に路上駐車が発生している状況もでございます。

このため、さらなる駐車スペースの確保に向け、納骨堂の撤去箇所を含め、敷地内の再整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

確かに駐車場が少ないですね。駐車場にしてあげたらいいと思ひます。

次に行きます。

プレミアム商品券のこともお聞きしようと思ひたんですけども、それは他の方がお聞きしましたので、ちょっと要望だけ言わせていただきたいと思ひます。

まず、子育て世帯のところは、すごく喜んでおりました。ですので、その点と、本当に生活が助かるというようなことも言っていましたし、それから旧市内の方に新たなお店の方に足が向いたとか、初めて旧市内に行ったとかね、そういう話も聞きましたので、効果的な時にというようなお話がありましたので、ぜひその辺見計らってこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の、172ページです。

172ページの準用河川等管理費です。

そここのところの除草等の管理をしてくださっているということなんですけれども、次々に伸びて大変だと思いますけれども、その実態等教えてください。

坂本委員長

大貫下水道課長。

大貫下水道課長

準用河川管理費でございます。

市の管理の河川で、河川法の2級河川の規定が準用されるいわゆる準用河川につきましては、横田川、八代川、西大塚川の3つでございます。総延長で約3.1kmでございます。

こちらにつきましては、堤敷を中心に年に1回から2回の除草、清掃作業を行っておりますほか、大雨の際に流量調整を行います調節池につきましても、県からの委託分を含め、清掃、除草などの維持管理、そのほか毎月の定期巡視、警報の際の巡視などを行っております。

また、大雨等の予報が出ました際には、職員の直接作業におきまして、流出口のスクリーンのごみの清掃など、機能管理を行っているところでございます。

また、この準用河川等管理費の中で関連しますその他の河川、排水路などにつきましても、除草や清掃のほか、状況に応じまして堤敷に生えまして雑木や竹の伐採、水路の除草の浚渫などを行っているところでございます。

以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

一番心配しているのは大雨で、そんなふうに見守っていただいているというの今お聞きして安心しました。これからも大変ですけれども、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。176ページ、森林公園です。森林公園管理運営費です。

その所の、工事請負費の自動火災報知設備工事、先ほどお聞きしましたが、宿泊施設へつけられたということですが、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

坂本委員長

廣瀬都市施設課長。

廣瀬都市施設課長

ただいまの自動火災報知設備工事の規模についてお答えいたします。

平成24年5月に発生しました、広島県福山市ホテルの火災を踏まえまして、自動火災報知機設備の設置基準が見直されました。

これによりまして、小規模なホテル、旅館、病院等で就寝用に供する一室を有するものに対しては、のべ床面積300平米以上に自動火災報知設備の設置を義務づけられておりましたが、平成27年4月1日より、のべ床面積にかかわらず設置することが義務づけられました。

既存施設につきましては、平成30年3月31日までの計画期間が設けられておりましたので、平成29年度に森林公園の宿泊施設に自動火災報知機の設置工事を行いました。

自動火災報知機設備は、宿泊施設1棟につき1基の設置となっているため、ログハウスAが2棟、ログハウスBは5棟、キャビンハウスは20棟、合計27棟に27基の特定小規模用自動火災報知機設備を設置いたしました。

仕様といたしましては、無線連動型の電池式である、光電式スポット感知器を設置しております。

以上です。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

何しろ安心安全が大事ですので、龍ヶ崎に来た方が安心安全だと思って帰っていただけるように、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございました。

坂本委員長
ほかにございませんか。
大竹委員。

大竹委員

決算書のページ156ページ，158ページ。

これは、市街地活性化対策費という中での、チャレンジ工房どらすてのことについて質問します。

平成27年，28年，29年の来館数並びに施設使用料をお聞かせください。

坂本委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

チャレンジ工房どらすての来館者数でございます。

平成27年度が1万5,000人，平成28年度が1万5,750人，平成29年度が1万3,300人となっております。

テイクアウトコーナーや厨房，チャレンジボックスなどの施設使用料でございますが，平成27年度が148万6,448円，平成28年度が116万2,292円，平成29年度が123万6,663円となっております。

以上です。

坂本委員長
大竹委員。

大竹委員

29年ね，かなり来館数が下がっておりますね。にもかかわらずその使用料が上がっているという形で，何か私が思うのには，売り上げがよくわからないので一概には言えないけれども，使用料と売り上げのバランスがちょっと厳しいのではないかなというような感じだけがします。

そういう中で，次の質問に移ります。

チャレンジ工房どらすての歴史的な歩みと営業形態をお聞かせください。

坂本委員長
佐藤課長。

佐藤商工観光課長

チャレンジ工房どらすての歴史でございますが、この建物は龍ヶ崎市商工会が所有する建物でございます、これを商工会の方で創造物の発表、展示を通して、地域文化の振興とか発展に貢献するものとして、運営しているものでございます。

また、商店街の賑わいや、市民相互の交流、コミュニティ活動の推進など中心市街地に活性化に資することを目的に平成17年の4月1日に開設しております。

また、これから起業、創業を目指す方などに施設をお貸しし、商売のノウハウを身に付けてもらうといった一面も持っております。

館内でございますが、飲食などの調理、販売が可能な厨房、テイクアウトコーナー、作業室、冷凍室などのほか、小物や衣料品などを販売するチャレンジボックス、あとハンガーですね、かけるものですから、あと展示などの開催に会議室なども貸し出しております。

チャレンジボックスにつきましては、月単位でそのほかは時間、日単位で料金を設定して貸し出しております。

以上です。

坂本委員長

大竹委員。

大竹委員

特にどらすての中で目立つのはまいんコロッケなんだと私は思うんですね。

そういう中で平成25年に商店街再生総合支援事業という形でどらすてに変わったと記憶していますけれども、そういう中でこのチャレンジ工房どらすての周知活動、こういうものはどのような形でしているのか、そういうこともちょっとお聞かせください。

坂本委員長

佐藤課長。

佐藤商工観光課長

龍ヶ崎商工会では、パンフレットを作成したり、どらすてや商工会事務局及び商工観光課の方にもこういうパンフレットを配付するようになっております。

施設を周知するとともに、ホームページなどでも利用についての周知を行っているところでございます。

先ほど出ました、商工会女性部によるまいんコロッケを販売していることから、商工会とも連携しまして、テレビなどマスコミにもたびたび取り上げられておまして、これも周知の一環かなというふうに思っております。

このことを一つ付け加えさせていただきますと、10月10日に開催予定してあります龍ヶ崎でやるM a t c h創業スクール、こちらの受講生などにも施設を周知して利用喚起というのを図っていききたいなというふうに考えております。

以上です。

坂本委員長

大竹委員。

大竹委員

そうですね。私の方も今ゾーニングの話をお聞かせいただいている中で、やはり趣旨に沿うという活用になると実験的なのところもありますのでね、おそらく売上げがすぐ伴う業態があるわけではないというふうに、継続の中に新たな場合によってはブランドが生まれてくるとか、そういうような役割があるんじゃないかと思うんですね、商工会と

よく話して使用料の考え方とか、各個別の皆さんのご意見をしっかり聴取してもっともつと繁栄のあるまた新たな業態が生まれるような活動をしていただけるようご要望申し上げます。

以上です。

坂本委員長

それでは、ほかにございませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

お願いします。

決算書の88ページ、ここの徴収事務費なんですけれど、内容的には成果報告書の177ページ、それと市税概要というのが別途出ておりますので、こちらの方で主に質問をしたいと思えます。

まず、市税概要の方の36ページで、29年度の不納欠損額の方は決算書にもあるところですが、こちらには29年度の期別の件数1,361件ということで書かれています。

これは期ということでは人ではないそうなので、これをいわゆる滞納者の人数という点ではどのようになるかまずお聞きします。

坂本委員長

中村納税課長。

中村納税課長

それでは、お答えをさせていただきます。

平成29年度の不納欠損の税目別の人数の内訳でございます。

はじめに、個人市民税、こちらの方が168人。法人市民税が13人。固定資産税が113人。軽自動車税が125人。合計で419人となっているところでございます。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

次に、成果報告書の177ページだと、家宅搜索を実施してこの動産10品を、差し押さえはわからないけれど10品を売却したということになっているのですが、家宅搜索にいたる経緯、どういうことで最終的な手段だと思えるのですが、どういう経過を経て、そういう家宅搜索というふうになったのかということ、どういうものを押さえたのかについてお聞きします。

坂本委員長

中村課長。

中村納税課長

お答えをさせていただきます。

家宅搜索につきましては、金剛寺委員おっしゃったとおり、最終的な手段ということで位置づけているところではございます。

この家宅搜索につきましては、督促あるいは催告を行っても何の反応もなく、当然納税相談もないような、滞納額が累積しており、納税課の方で預金あるいは貯金等の財産調査

を行いましても看過できる財産が発見できない場合に差し押さえるべき新たな財産の発見等が期待できるところで行っているものでございます。

平成29年度は、5件実施いたしまして、内3件で動産の差し押さえを行ったところがございます。

内容につきましては、テレビが4台、空気清浄機、掛け時計がそれぞれ1台、健康器具2台、スピーカーの9品目でございます。

こちらの動産につきましては、ヤフーのインターネット公売に出品をいたしまして全て売却したところがございます。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

押さえたものについて今ご報告いただいたんですけども、これは高価なものというの
はおかしいですけども、日常品ではなくて、家宅捜索の上で差し押さえるの
できる物件なんでしょうか。

坂本委員長
中村課長。

中村納税課長

お答えをさせていただきます。

国税徴収法上、差し押さえが禁止になっている財産がございます。

参考までに申し上げさせていただきます。

生活に欠くことのできない衣類、寝具、家具、台所用品、畳、建具、食料などが
差し押さえるの禁止となっておりますので、これ以外のものでございましたので
差し押さえをさせていただきますというところがございます。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

次に、この177ページにある、債権管理機構、正式には茨城租税債権管理機構
ですね、これに大口滞納者を39人新たに29年度で送付したというか、移管した
というふうにかかれてはいるわけですけど、29年度中に逆にこの債権管理
機構を通じて、回収した金額、あとは件数的にはもう債権管理機構で終了
した件数とか、あと差し戻しになった件数もあるかもしれないんですけど、
終わりになった件数と、あと最終的に29年度末で何件が残った状態になっ
ているかというのをお聞きします。

坂本委員長
中村課長。

中村納税課長

お答えをさせていただきます。

まず、29年度なんですけれども、茨城租税債権管理機構から、送金され
た金額につきま

しては7,514万5,647円で、送金の件数が278件となっております。

29年度末で戻ってきたものは14件となっております。ですので、今年度も引き続き25件継続して移管しております。

それと、現在8月31日時点で、既に40件移管しているような状況となっております。

以上でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

今の数字は29年度以前に送付した中で、29年度末で残っているのが14件。で、この29年度移管した39件でもう終了しちゃったものがあるって、最終的に29年度末で残った件数、もう一度お願いします。

坂本委員長
中村課長。

中村納税課長

前年度、つまり29年度から継続して移管しているものが25件でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

そうすると25件プラス29年度に移管した39件ではなくて、そういうのも含めて残っているのが25件だけということですかね。

坂本委員長
中村課長。

中村納税課長

大変失礼いたしました。

現在移管している総数につきましては、30年の8月31日時点で40件ございまして、前年度からの継続分25件を合わせまして65件でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

なかなか、非常に収納率という点では大変上がっているところですけど、逆にいろんな苦労もあるかもしれませんけれど、なんか無理になってないかちょっと心配もするところもあります。

次へ行きます。決算書の50ページ。

これの市民行政推進活動費の中の賞賜金で66万8,482円というのがあるんですけど、これは、聞けばポイントシールの交換した金額だということで、ただこれは決算上はずれるわけで、多分28年度分に交換された分だと思いますけれど、今年の実績については、成果表の105ページに数字が既に入っておりますので、まず交付が25団体の4,010枚で、寄附

枚数が2万1,193枚ということで、一般質問の中にも若干出てきましたんで、これは伸びているということだと思います。

今年のこの2万1,193枚中、団体寄附になった部分と、個人的にいろんなメニュー等交換された部分があると思うんですけど、それは分けられますでしょうか。

坂本委員長

大徳コミュニティ推進課長。

大徳コミュニティ推進課長

お答えいたします。

ポイントシールの交換枚数と寄附枚数の分けなんですけれども、平成29年度の交換枚数の方が1万4,520枚です。団体へ寄附した枚数が6,673枚でございます。

以上でございます。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

団体寄附の方がちょっと多いのかなというふうに思いましたけれど、個人で交換された方の方が多いということで、一応わかりました。

その他、課題のところで交換メニューの見直しみたいなことが書かれていて、また、1日駅長とかいろんなのもあるというふうにお聞きしているんですけど、この辺の検討中か課題として思われる点、ありましたらお願いします。

坂本委員長

大徳課長。

大徳コミュニティ推進課長

交換メニューにつきましては、これまでも検討してまいりまして、小学生、中学生向けの限定メニューといたしまして、クリアホルダーの方を追加メニューとして作成しております。

また、今後も市民活動に参加できるような、ポイントがたまるような、そういったメニューを考えております。

以上でございます。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。お願いします。

次へ行きます。

70ページ、ここは市民交流プラザ管理運営費ですけど、前年度大改修もして、市民交流プラザは大変使われているふうにも聞きますけれど、これの実績については、実績表にも何も出てこないんで、どのくらい使用されているかというのをお聞きしたいと思います。

坂本委員長

大徳コミュニティ推進課長。

大徳コミュニティ推進課長

市民交流プラザにつきましては、平成28年10月にオープンしております。

28年度につきましては、6カ月間ということでございます。29年度になりまして、フル稼働いたしまして、その29年度の利用件数、利用者数について申し上げます。

利用件数につきましては534件、利用者数につきましては7,762人でございます。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

人気もあったというふうに聞いていますので、ただ今後の経緯を見ていくためには、29年度からのフルの開業になっていますので、来年からはデータ集の方にも使用実績入れていただければいいなというふうに思います。

次へ行きます。

84ページ、これはその前の防犯活動費の中で、防犯カメラについて、前の方には市が設置している防犯カメラについては、成果表にこれは書かれているのでいいんで、その84ページの方の補助金として出てる防犯カメラの設置事業、これは3団体、5台付けたというような説明にされていましたが、地域からの要求で付けたこの防犯カメラというのは、主にどういうところに設置されたかというか、どういうところの希望があって設置されたかについてお聞きします。

坂本委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

カメラの補助につきましては、3団体、龍ヶ崎地区が1団体、佐貫地区が2団体、それぞれ自治会に交付しております、それまで小学生の登下校見守りとか地域の防犯パトロールなどを行っている団体になります。

付けている場所ということでございますけれど、主に子どもたちが集まるような公園を見るような角度で付けているものと、後は公園に接続する遊歩道、死角があるような遊歩道を見るような形で付けているものがございます。

以上です。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

市の方で付けているのは、主に大きな交差点を中心に付けられているので、地域の要求としてはやはり特に児童の安全その他で、死角となるような場所を望まれているんだと思いますので、これもぜひ今後も補助続けていってもらいたいというふうに思います。

次行きます。

160ページ、ここは観光物産事業のところなんですけれど、あと成果表の125ページ、特に観光物産協会のブランド認定制度というのをお聞きしたいところなんですけれど、つい最近、記者発表もされて、プティアクユ龍ヶ崎ですか、という名前で発表されてますけれど、このブランド認証制度というのは、これでどのようなブランドの定義、ルールを決めたというふうを書いてあるわけなんですけれど、これについてちょっとどんなもんかお聞きします。

坂本委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

お答えします。

まず、経過でございます。

ブランド認証制度につきましては、龍ヶ崎観光物産協会が、独自のブランド認証制度を設け、当市にある資源から新たな付加価値の高い商品を開発しようとするもので、平成28年度から平成30年度までの3カ年計画で実施しているものであります。

平成28年度には、龍ヶ崎市観光物産協会内に新商品開発プロジェクトチーム、龍ヶ崎プライドを立ち上げまして、当市の地域支援の現状分析や、課題の抽出、解決策の検討等を行っております。

この中でブランド商品を作り上げるには、その商品のビジョンやターゲット、コンセプト、商品の優位性やお客様ニーズを明確にすることが重要な事項だということで位置づけ、これらの検討を行ってきました。

平成29年度には、試作品を開発しまして、評価、改善を行い、新商品となる資源の開発、並びにブランド認証制度の認定基準を決定したほか、ブランド名やブランドのロゴマークを作成しております。

続きまして、ブランドの認証制度の認定基準でございますが、平成29年度に決定した認証基準としまして主なものは、1つとして龍ヶ崎産及び龍ヶ崎市で製造を行っているというもの。2番として、原材料の産地開示がされている。3番、これフランス語の訳になるんですが、ちょっとだけ贅沢という、ちょっとだけワクワク、こういう様子を明確に取り入れていることと、4つ目としてエビデンス、根拠ですね、こういうものを明確にするということで、商品カルテを作成することや、製造工程を開示すること、原材料費の産地開示を行うこと、微生物検査を実施すること、こういうことを決めてきています。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

この新しい基準に沿って、作品開発もされているということですが、これは現在各商店なんかで作られている製品についても、こういうのに合致すれば既にできているものについても新しいロゴデザインなんか使ってもいいということでしょうか。

坂本委員長
佐藤課長。

佐藤商工観光課長

現在出来ているものでも、この認証制度、審査会で認められればそれが使えるということでございます。

ただし、ちょっとだけ贅沢とか、ちょっとだけワクワク要素とかございますので、今ある製品でイコールな以上というものもあるでしょうが、その中で少し工夫をしてもらうといったことも生じることが考えられます。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

これは、これからのことなので大いに期待をするところであります。

次に行きます。

農業政策関係で、まず150ページのところの農業基盤経営強化促進対策事業の中の一筆下の補助金の1つで、機構集積協力金というのが今年29年度大きく伸びているわけで、これは一般質問の中にも若干触れてられてましたけれど、かなり龍ヶ崎は集積が進んでいるんだというような回答だと思うんですけど、これについては地区ごとにまとまらないとなかなか集積というのは進まないわけですけど、この29年度で進んだ地域とか、参加した農家数とかその辺についてお聞きします。

坂本委員長

菅沼農業政策課長。

菅沼農業政策課長

機構集積協力金についてです。

この協力金につきましては、3つの事業からなっております地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金の3つとなっております。

この3つ1つ1つをちょっと答弁させていただきます。

まず、地域集積協力金事業につきましては、平成29年度に新規モデルとなった大徳1区が、集積面積1,845アール、貸し手の人数は43人、112筆を11人の担い手で集約しております。

中、下八代が集積面積2,972アール、貸し手の人数は70人、85筆を11人の担い手で集積しております。

このほか、塗戸、半田、長峰、大塚上区、上八代、半田谷津、馴柴2区、馴馬、宮淵1区の計9地区の合計で1,570アール、貸し手の人数は43人、99筆を18人の担い手へ集積しております。

2つ目としまして、経営転換協力金、こちらの事業につきましては、水稻をやめて畑のみへの経営転換をした農家、この方が大徳1区1人149アール、市内対象地区外住居の方2人に265アール、ほか9地区6名986アール、合計で1,400アールを9の方が対象となっております。

また、農業を完全に廃業した方は、上八代1人で、110アール、宮淵1区1人で、253アール、北方1人で、372アールの合計735アールを3の方が対象となっております。

最後の耕作者集積協力金、こちらの事業につきましては、2名の方に7筆105アールを集約しております。

以上でございます。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

いろんな形態があつてなかなかよくわからないところもありましたけれど、かなりの面積でちょっと集積がされたというふうに思いました。

次行きます。

152ページのこれは龍ヶ崎ブランド育成事業のところなんですけれど、これには152ページの最後のところの担い手育成支援事業、金額20万ですけど、ただこれは龍ヶ崎の29年度からの独自策として、特に若手農業者を育てるという意味で、こういう予算をつけたというふうにお聞きしてますので、29年度始まったばかりですけど、どのくらいの方がと

かどうの方が参加してどういうことをやってきたかについてお聞きします。

坂本委員長

菅沼農業政策課長。

菅沼農業政策課長

担い手育成支援事業についてでございます。

この事業につきましては、担い手の確保、育成による農業の後継者の育成を図る必要がありますため、実際には農業経営は個人経営が大半であることや、新規就農者や同業者の仲間が少ない状況であります。このため同業者との相談や意見を聞く場がないために、技術の観点からも作物がうまく作れないときや、販路拡大が難しいなど、苦難に行き当たることもあると伺っております。

このような状況を解消するために、同年代、若手の方、おおむね50歳までとはしておりますが、こちらの方で組織を立ち上げたところです。

共通意識として、新たなブランド化や若手農業者が農業に取り組んでいる姿のPRなど、一丸となって取り組むことで仲間を増やし、苦難の際にも助け合うということで、この育成事業を始め、ちなみにこの育成事業の名称としまして龍ヶ崎新緑会ということで立ち上げたところでございます。

この会の設立は平成29年8月2日で、人数としましては若手農業者3名、農業を目指すもの、研修中ということで1名、この方を中心として市の職員と稲敷地域農業改良普及センターの方をオブザーバーとして立ち上げております。

主な取り組みとしましては、毎月の定例会、こちらの意見交換会のほか、市内外でのイベントに参加してございまして、農産物のPRなどを行っております。

さらに、新たな栽培講習会や新たな農産物を試験的に作成しているところでございます。以上です。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

今のところ参加4名というところで、もうちょっといないかという感じもしないでもないんですけど、今たつこのマルシェなんかでこの方が新しい作物を売られているので、大変珍しいなとも思いますので、ぜひこれは続けてもらいたいと思います。

農業問題でもう1件、すいません。

154ページの、土地改良助成事業のところなんですけれども、この中の補助金のところの多面的機能支払事業なんですけれども、今年1,390万くらいで、これは実は昨年度見ると2,180万くらい出てまして、金額的にはどっとう下がった事業なんです。もともと事業は国の事業なので、この辺は国の事業の制度設計のおそらく中身の変更があるかと思っておりますので、その辺についてお聞きをしたいと思います。

坂本委員長

菅沼農業政策課長。

菅沼農業政策課長

委員おっしゃいましたとおりに、こちら多面的機能促進事業につきましては、国、県との補助金で成り立っております。

29年度大幅に減少しましたのは、こちらの事業3つの事業で成り立っているものです。農地維持活動、それに資源保全共同活動、資源保全長寿命化、この3本で構成された事業

でしたが、29年度にこの中の1つ、茨城県の裁量によりまして、資源保全長寿命化分がカットされたため、大幅な減少となっております。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。
次に行きます。

166ページの土木の方なんですけれど、次のページで、工事請負費のところなんですけれど、これ実は予算の段階では八間堰橋修繕工事というのが2,000万の予算で組まれていたんですけれど、工事は今されてない状況になって、ずっとあそこは通行禁止の状態になっているんですけれど、この辺の状況について、あとどういう見通しなのかについてお聞きします。

坂本委員長
油原道路整備課長。

油原道路整備課長
お答えさせていただきます。

八間堰橋の修繕工事に関しましては、昨年度修繕工事を予定しておりましたが、橋のたもと、八間堀川の堤防、こちらの方が陥没いたしまして、その改修工事の方を県が実施しているという状況でございます。

そちらの工事の改修工事、修繕工事の方が完了してから工事を発注するというような予定でしたが、県の方に確認をしましたところ、補修にはあと2、3年はかかるということだったのでございましたので、修繕工事の方を見送らせていただいているという状態でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
そうしますと、いわゆる県の方がやる工事の方があと3年くらいかかるということになりますかね。

坂本委員長
油原課長。

油原道路整備課長
県の方に確認したところによりますと、あと3年程度はかかるということでございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
最後の質問にします。
176ページ。

都市公園管理費の中なんですけれど、この中の1つの委託料のところ、公園清掃等維持管

理というのは、予算6,000万くらいでしたけれど、500万ほどオーバーをしています。この辺は補正も組まれた所ですけど、この予算増になった主な内容についてお聞きをします。

坂本委員長

廣瀬都市施設課長。

廣瀬都市施設課長

予算増になった主な内容についてお答えいたします。

都市公園等の樹木管理につきましては、5年周期で計画的に街路樹の剪定を行ってまいりました。

地区公園、近隣公園、都市緑地におきましては、樹木の保全に努めていきましたので、剪定は行っておりませんでした。

最近樹木の巨大化や枯れ木等が各地区公園、近隣公園、都市緑地に見受けられるようになりましたので、計画的に樹木の管理を行うことといたしました。

このようなことから、平成29年につきましては、松葉地区の若柴公園の樹木剪定業務を145万8,000円で発注しまして、内容といたしましては、常緑樹5本、落葉樹21本、針葉樹4本、合計30本剪定を行っております。

また、そのほか平台地区の都市緑地、5号緑地の樹木の剪定を行っています。

金額の方は388万8,000円、内容といたしましては、常緑樹が65本、落葉樹が43本、計108本となります。

合計といたしまして534万6,000円の増額をいたしました。

以上です。

坂本委員長

金剛寺委員、よろしいですか。

伊藤委員。

伊藤委員

70ページです。

コミュニティバス運行事業です。

データ集は37ページにあるんですけど、29年度もやはり利用者は500人なんですけれど、増えてはいます。この表を見ますと、循環では3,472人減っていて、ABCコースでは4,043人増となっているんですよ。この要因と、現在の利用状況をお聞きします。

坂本委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

そうですね、29年度に限っては今伊藤委員さんがおっしゃったとおり、循環ルートが減りまして、枝線が増えているという状況ですけど、この要因につきましては、はっきりとこれだというのはちょっとわからないんですけども、おそらく1つはそれぞれ数百人単位で利用が増えるイベントがまずコロッケ横丁がコミバスを無料にしたんですけども、雨で残念ながら中止になってしまった。

あとは、ふれ愛広場といがっぺ市もちょっと雨に残念ながら見舞われたということが大きいのかなと思います。

その中で500人増えたというのはよく頑張ったくらいかなという感じなんですけれど、循環についてはそうかなと。

あとは、もちろん枝線が増えたのと循環が減った理由の1つになると思うんですけど、

やはりレギュラーの方一番は通学、通勤で使っている方が減ると、常に使っている方が行き帰り使っていただきますと大体400～500回使っていただけるので、それを考えるとやはり、例えば一高生とか二高生の利用が片方は増えて、片方は減ったということが大きな状況かなと思っています。

現在の状況につきましても、今年度若干減っております、昨年度の8月末と比べて、633人ほど減少しているという状況で、この数字は今言ったようなレギュラーの方が1人2人減ると633人くらいは減ってしまうのかなと思っております、これから秋に向かって大きなイベントもありますので、そこでご利用いただければと思っております。

以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

学生さんも使っているということと、やはり高齢者も最近皆さん使っているというお話も聞いていますので、ぜひ充実、今度このコミュニティバスの再編されるんですけども、私の感じでは循環は倍くらい増えるんですけど、ほかのコースはそんなには増えてないので、その辺をもう少し考えていただきたいなというふうに思っています。

次なんですけど、このコミュニティバスの運行事業補償金なんですけれど、452万2,000円くらい増えているんですよ。

ここの増加の算出根拠をお伺いします。

坂本委員長
木村課長。

木村交通防犯課長

まず、循環バスについては24年から28年度まで、5年の契約で運行していたものが、28年度いっぱい切れて、29、30と再編までの2年間について再度契約をし直しているということがありまして、そういった中でまず、循環ルートについては、関東鉄道さんが運行していただいているんですけど、そのバスについては市が買って貸与しているというバスなんですけど、そのバスは平成19年から運行しているバスで、もう10年以上走っているバスで、やはりどうしても故障は多くなりまして、修繕費が120万円ほど増えているというような状況です。

もう1つの枝線の方は、平成観光さんという民間のバス会社さんがやられているんですけど、そちらの方は5年前に結んだ協定が28年度まで続いていたんですけど、5年前の人件費のままでずっと5年間きていますと、今回新しい契約を結んだ時に、人件費の見直しがあったので、その分大幅に増えているというような状況で、合わせて400万円ちょっとの増額となってしまっているということです。

以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

それはわかりました。

5年間、あれだとやはり働く人にも影響があるのでやむを得ないのかなというふうに思いました。

次、72ページなのですが、01024500公共交通対策です。

先ほど質問があったんですけども、重ならないところでちょっとお聞きしたいんですけど、実績の39ページです。

乗合タクシーの乗車人数が書いてあるんですけども、これは月ごとなので、できましたら行先順に、行先ごとに表してほしいんですけどいかがでしょうか。

坂本委員長
木村課長。

木村交通防犯課長

乗合タクシーの目的別の利用割合ですけれど、もちろん自宅は除くということでさせていただきますけれど、済生会病院が66%、市民窓口ステーションが11.8%、竜ヶ崎駅が8.9%、市役所が7.7%、以下福祉センター、文化会館の順になっておりまして、以前は竜ヶ崎駅が2番目になっていたんですけども、今は市民窓口ステーション、要はサプラが2番目にきているということで、サプラが28年度に追加、目的地として追加されたんですけども、サプラができたおかげで、例えば病院に行った帰りにサプラと、目的地から目的地という利用も徐々に始めているということになっております。

以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

やはり、循環バスが通ってないところでは、この乗合タクシーってすごく皆さん使っちゃるんですよ、それで済生会が66%ということは、やはり病院に使っているということも多いので、なかなか私も言っているんですけど、やはり、病院に行けるように検討していただきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

坂本委員長
木村課長。

木村交通防犯課長

これにつきましては、これまでも申し上げてきたとおりなんですけど、あくまでコミュニティバスの補完ということで位置づけておりますので、なかなか一般のタクシーの影響を考えると、難しいのかなという感じしております。

ただ、今後コミュニティバスの再編がありますので、それでもやはり極力回れるところは回っていきけるようなルート設定は考えているんですけども、どうしても回れないとそういった中で、高齢者をあくまでも対象となりますけれど、高齢者のイベントなんかをコミュニティセンターでどうしてもやるような、特にそこでコミュバスで行けないという方がいらっしゃるんで、そういう方に限っては、高齢者の方に限ってですけど、自分の地区のコミュニティセンターまでは行けるような、目的地としていきたいなというのと、後はさんさん館ですかね、お腹に小さな子がいて、2歳くらいの子どもを連れて運転されて行かれる方もいらっしゃるんで、子育て支援という観点からも、さんさん館なんかを目的地にしていけたらと思っております、コミュニティバスの再編に合わせて実施できればということで、考えております。

以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

さんさん館なんかは本当、いいかななんて思います。

それと、負担金のところなんですけれど、県南地域公共交通確保対策協議会というのが昨年よりも約416万円増えているんですけれど、この理由をお伺いいたします。

坂本委員長
木村課長。

木村交通防犯課長

この負担金につきましては、稲敷エリア広域バスの運行に係る負担金として、28年度につきましては、運行期間が平成29年の2月4日からの2カ月間しかなかったということもございまして、29年度はフルに運行しているということでありまして、その差がその金額に出しております。

以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

それと、同じ負担金のところなんですけれど、バス運行対策費、これも増加しているんですけれども、ここの部分についても理由をお伺いします。

坂本委員長
木村課長。

木村交通防犯課長

この補助につきましては、複数の市町村を運行する広域的な幹線的なバス路線を維持するために、その赤字分を県、茨城県バス運行対策費補助金というのがありまして、そこに協調して沿線の市町村で、負担するということとなります。

一便当たり5人未満の路線が対象になるんですけれども、当市の場合は、竜ヶ崎駅と取手駅の東口を運行する取手線。藤代高校なんかに通う方が龍ヶ崎だと使ってらっしゃるんだと思うんですが、その路線とあと江戸崎線、竜ヶ崎駅と江戸崎間を結ぶ、竜ヶ崎一高、二高生に来る方が使っているというようなバスなんですけれども、その2路線が対象になりまして、それぞれ運航経費から運賃収入と国庫補助が入ってますので、それを引いた赤字分を県が赤字分の2分の1、その半分を取手線であれば取手市と龍ヶ崎市、江戸崎線であれば龍ヶ崎市と稲敷市で距離按分になるんですけれども、距離でお支払いするというような状況です。

この増額の理由につきましては、もちろん運賃収入が少なかったということで生じることでございます。

以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

路線はきっと同じだったんでしょうけれど、乗る人が少なかったということですね。

次72ページです。

定住促進事業で、成果報告書の32ページですね。

先ほどもお話があったんですけども、29年度は155件の転入があったということなんですけれども、それぞれにきっと加算がついていると思うんですよね。その加算ごとの件数を教えてください。

坂本委員長

清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

若者子育て世帯住宅取得補助についてでございます。

加算額の内訳ということでございますが、まずは転入加算というものがございます。これは1件当たり5万円の加算でございます。件数としましては50件ございました。金額にしますと250万円となっております。

もう1つ、同居近居加算、これは市内にご親戚等がある方についての加算でございます。これも1件当たり5万円でございます。件数としましては30件ございました。金額としますと150万円となっております。

最後に、子ども加算がございます。これは子どもさんお1人につきまして5万円の加算がつくものですが、件数としましては39件対象になっております。子どもさんの人数にしますと56人対象になりまして、金額としますと280万円となっております。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

やはり、若い人たちが転入してくるのは大変嬉しいことだと思います。

それで、県外から転入した人は何人かということと、どの県から転入しているのかをお伺いします。

坂本委員長

清宮課長。

清宮都市計画課長

転入された方でございますが、県外からですね、茨城県外から転入された方でございますが、17件いらっしゃいます。場所ごとに言いますと、埼玉からがお1人、千葉県からが13件、東京からが2件、長野県からが1件といった内訳になっております。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

引き続き転入が多くなるように広報活動もやっていただきたいなというふうに思うところなんです。

では、次行きます。138ページ。

放射線対策事業なんですけれども、引き続き計測していくということについて私は敬意を表したいと思っています。

この線量の最高値と平均値についてお伺いします。

坂本委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

最大値でございますが、昨年と比較いたしまして0.01マイクロシーベルト低下しまして0.12、平均値は、こちらも昨年度と比較しまして0.01低下し0.07でございます。

以上です。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

だんだん低くなっているところではよかったなというふうに思っているところです。

引き続きこの計測はお願いしたいと思えます。これは要望としておきます。

次です。142ページです。

01043300ごみ減量促進費です。

データの方でいきますと41ページにあります。

実績データによりますと、全体では減量になっているんですけども、事業系はやはり28年に続いて増加しています。

このごみ減量の実績と課題ですか、それについてお伺いします。

坂本委員長

富塚課長。

富塚環境対策課長

家庭系一般ごみの1人1日当たりの排出量につきましては、平成28年度の実績が662g、平成29年の実績が658gとなっておりますので、前年度から4g減少しております。

なお、第2次ふるさと戦略プランにおいては、1年で1%排出量を減少させ、平成33年度に620gにする目標を掲げておりますが、この目標達成には3gほど足りなかったという状況でございます。

続いてごみ減量に向けての課題でございます。

ごみ減量に向けての取り組みといたしましては、ごみとして捨てられてしまっている資源物の分別が適正に執り行われることでもごみの排出量が減少するものと考えております。

このため、サンデーリサイクルの実施を市内3カ所で継続しながら、行政区での資源物回収や、子ども会などの集団回収への補助金交付に加え、剪定枝を資源化するための回収、小型家電のトエン改修等に取り組んでまいりました。

なお、ペットボトルや新聞紙については、大型スーパーや新聞販売店などの民間での回収が近年進んでおりますので、行政で回収する量は減少しておりますが、市内から資源物がリサイクルされる資源化率としましては、目標値20%に近い値であるととらえております。

しかし、燃やすごみの中には、リサイクル可能な雑紙などが含まれている状況も確認できておりますので、さらなるPRや取組等が必要であるとと考えております。

なお、生ごみ処理容器、処理機器につきましては、家庭から排出されるごみの中で、最

も多く含まれます生ごみを家庭内で処理していただくことになり、ごみとして排出されませんので、ごみ量が減少いたします。

そのため、生ごみ処理容器や処理機器の購入に補助金を交付しているところですが、近年は利用件数が減少傾向にありましたことなどから、昨年12月に要綱を改正し、今年1月から施行をしております。

内容としましては、新たに土の微生物の力で生ごみを減少させる土壌混合型キエーロを補助対象に加えるなどの改正を行っております。

まだキエーロの購入実績は1件と少ない状況ですが、市広報紙でモニターを募集し、5世帯に使用を開始し始めていただいております、今後普及に取り組んでまいりたいと思っております。

このように、ごみ減量に向けてごみの分別資源化によるごみの減量、各家庭とのごみの減量に向けた取り組みに対する助成など、多岐にわたり取り組んでおりますが、さらに多くの市民の皆様にごみの分別や徹底にご協力いただけるよう働きかけなどを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

本当になかなかごみ減量大変ですよ。でも減ってきているのを見て、私もよかったなんて心から思っております。

このままやはり市民の皆さんとか市の努力で減っていけばいいことだなというふうに感じているところです。

それで、先ほど生ごみのことが出たんですけれども、委託料にごみ質調査があります。私も昨年いつも同じ場所なので、時には場所を変えて、調査をしてみたいかというお話もさせていただきました。

29年度はどこでやってその結果がどうであったのかお伺いします。

坂本委員長

富塚課長。

富塚環境対策課長

29年度につきましては、北竜台地区の長山、本町商店街から上町、下町の2町を1つの地区として、2地区を選定し調査を行っております。

その結果についてです。

燃やすごみを重量比率で見ますと、上町、下町地区の夏の時期は草が第1位でしたが、その他はやはり生ごみが最も多いという結果になっておりますが、先ほど申しましたように、紙箱や紙袋の雑紙の混入が目立ったところがございます。

また、リサイクル可能な資源物の混入率は、長山地区が約25%と高めの値となり、種別としては雑紙が最も多く含まれておりました。

続いて、燃やさないごみについてです。

上町、下町地区の夏の時期ですが、鉄が第1位でしたが、その他は金属、これは鉄を除く、瓶や缶を除いた金属でございますが、こちらが第1位という結果になりました。

また、リサイクル可能な資源物の混入につきましては、スチール缶が多く占めており、ついでアルミ缶が含まれている状況でございます。

アルミ缶につきましては、昨年の結果より率が上がっておりますので、スチール缶から

アルミ缶へ需要が移動しているというような状況を確認しているところでございます。
以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

なかなか、ごみの分別がまだまだ市民の間できっちり徹底されてないのかなというふう
に感じたところです。

本当に啓蒙活動というかその辺なんかも引き続き進めていってほしいと思います。

次です。最後です。164ページ。

01080600宅地耐震化推進事業です。

委託料の大規模盛土造成地評価がありますが、この調査の結果がどうなったのかお伺い
します。

坂本委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

この大規模盛土造成地の調査でございますが、28年度から開始しまして、29年度にかけ
ての2年間で調査をしたものです。

それで28年の調査結果としまして、龍ヶ崎市内には大規模盛土造成地、これは谷埋め型
と言われる盛土の面積が3,000平米以上になるもの、これが86カ所、それから腹付型と言
われます盛土をする前の地山の傾斜が20度以上ある場所で、高さが5 m以上盛土をしたも
の、この腹付型が4カ所、合わせて90カ所この大規模盛土造成地があったことを確認して
おりました。

それで、29年度に入りまして、この90カ所につきまして、基礎資料の整理や、また改め
て現地踏査を実施したところです。

その結果、86カ所については特に問題はないといった調査結果になったんですが、4カ
所につきましては、さらに地盤の調査をした方がよいだらうといった調査結果になったも
のでございます。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

そうしますと、引き続き地盤調査を行うということでいいんでしょうか。

坂本委員長
清宮課長。

清宮都市計画課長

この4カ所につきましては、簡易な地盤調査を実施したいというふうに考えております。
時期的には、来年度実施できればということで、現在準備を進めているところでござい
ます。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。

坂本委員長

ほかにございませぬか。
岡部委員。

岡部委員

決算書の歳入の方の20ページ、地方創生推進交付金、広域公共交通ネット分、あと歳出の方だと72ページの公共交通対策費の県南地域の公共交通確保対策協議会というところがありますが、稲敷広域のバスの事業の検証の状況などを簡単に概要を教えてください。

坂本委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

稲敷エリア広域バスにつきましては、先ほど伊藤委員のご質問にお答えしたとおりなんですけれども、平成29年の2月4日から運行をスタートしましたが、状況は大変厳しい状況です。

江戸崎牛久ルート、江戸崎阿見ルートと、当市を通ります龍ヶ崎美浦ルートの3ルート運行しておりますけれども、いずれのルートも大変厳しい状況ですけれども、特に龍ヶ崎美浦ルートにつきましては、トータルになりますけれども、1便当たりの利用者は8月末で1.3人、要は1便当たり1人ちょっと2人は乗らないというような状況で、利用者が最も少ない状況です。

この事業につきましては、もともと3年間実証運行してみようということでスタートした事業で、今年度で3年目を迎えているというような状況なんですけれども、当市の場合、もともと北へ向かう需要というカベクトル的にはないのかなということだったんですけれども、県の方でこの地域のバスの需要を見てみたいと、後はこの地域をバスによって活性化できればということで、そういったことに市としても協力したという事業なんですけれども、この利用状況では継続運行は難しいものかなというふうには判断しております、このルート、龍ヶ崎美浦ルートで路線を1つにします、美浦村と阿見町さんもこの状況では厳しいという方向でありますので、当路線については、今年度いっぱい廃止の方向というような感じで今協議が進んでいるところでございます。

以上です。

坂本委員長

岡部委員。

岡部委員

大変厳しい状況ということで、おそらくもともと交通の需要はなかったんじゃないか、そういうエリア的なところで厳しいというような検証上の結果だとは思いますが、考え方としてはこういった広域での公共交通の整備というのはこれからおそらく必要になってくるところなんじゃないかなというふうには考えておまして、例えば今回この北へ向けてのルートだけでなく南だったり、東だったり、西だったりといういろんな可能性は考えられるとは思いますが、この今回3年の計画のものに関してはもうちょっと今後はやらない方向というような今ご答弁でしたが、その例えば別のエリアですとか、そういう広域的な視点からの点に関しては、今後どのようなお考えでしょうか。

坂本委員長
木村課長。

木村交通防犯課長

もともと当市で広域的に需要があるとすればつくば方面かなというニーズはあろうかと思うんですけど、そうなりますともちろんつくば市とか、TX、つくばみらい市とか、そういったところとの協議になろうかと思うんですけども、やはりこちらだけで動いても、なかなか路線の負担があるものですから、要はTX沿線だと常磐線軸の方に向けてくれるかというもありますし、こちらからアポイントするとアプローチしていくとその負担の問題とかも出てきますので、今の稲敷エリア広域バスで行っちゃうとコミバスの再編と牛久市のコミバスが連携するとか、そういったなかなかバスのロケーションシステムとかそういったもので連携しながら乗り継ぐとか、そういったことしか今のところはないのかなと、なかなかこの広域でバスをやるというのは先ほどのバス運行対策費もそうですけれど、なかなかそれぞれの市町村の思惑が合致しないと一本の路線にはならないと。もちろん民間の例えば関東鉄道さんとかそういったことについてはなかなか手を出していただけないということになると、行政が主体になるということで負担も大きくなるのかなというので慎重に進めなければいけないなと考えているところで、すいません、以上です。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員

大変本当、民間の交通もあるし、難しい問題なんだろうとは思いますが。

私のたまたま住んでいる地域性にもよるかもしれないんですけど、結構利根町の方なんか龍ヶ崎の済生会病院につながるというとか、いろいろわりと市町村の境のエリアの方はそういう要望ですとか、あると思います。

なかなか今回の事業に関しては、おそらく検証した結果難しいという結論になるかと思うんですが、こういった広域の視点での考え方は引き続きいろんなエリアで検証、研究していただきたいなというふうには思います。

よろしくお願いします。

続きまして、決算書の174ページ、都市計画事務費の13委託料、立地適正化計画策定、後こちらの成果報告書の中ですと55ページ、多極ネットワーク型コンパクトシティの推進ということで、平成30年度内の策定完了を目指していることで、今後の方向を書いております。

実際長期的な計画ということにはなるかと思うんですけど、このどのくらいの、スパンとしては、どのくらい先を見越した計画になっているのでしょうか。

坂本委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

計画の目標年度としましては、20年先を見た計画になっております。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員

20年先を見越してということで、この成果報告書にも短期的には成果指標の向上は望め

ないなんていうことも書いてあって、かなり長期的な施策として大事な施策だとは思いますが、その20年先見越してというところで、今先ほど質問した公共交通に限らず、交通なんかのところもすごい関係しているところだと思うんですけど、実際には今後そういう交通のあり方自体が今AIですとか最先端技術がすごい進化をしていて、かなり変化していくことが予測もされたりもしている中で、その10年、20年先どうなっているかなかなかはっきりとはわからないところですが、そういった技術的な進化なんかも見越した計画にはなっているんでしょうか。

坂本委員長
清宮課長。

清宮都市計画課長

この立地適正化計画というのは集約と連携という言葉で言い表せるんですが、町そのものはコンパクトにしていこうと、それでコンパクトされたものがある程度龍ヶ崎市内ですと、例えば市街化区域は4つありますから、4つの市街化区域を今度は連携していくということで、やはりそのネットワーク、交通機関、そういったものの考え方を取りまとめしていく計画になってございます。

今ご意見あったように、確かにいろいろ進歩といいますか、交通機関の進歩というのは、確かに20年先見据えてというのはかなりやはり難しいのかなというところもございます。

ただ、現状で考えられる所については、交通の担当課とはよく調整した上で計画は取りまとめまして、適宜何年かのスパンでは見直しということをやっていくこととなりますので、その都度にまた新しいものが出てくればそういったものを活用できるような計画に見直ししていきたいというふうに考えております。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員

やはり適宜、この変化が速い中ですので、適宜見直しというのは必ず必要になると思いますので、よろしくお願いします。

後今、あったようにいろいろ区域を集約していつているというようなところで、いろんな区域を分けていくということになるかと思うんですが、その辺の分け方としては、居住の誘導区域だったり誘導施設というところでありますが、地域によっては、生活圏が市内にないようなところがあって、それでもまとまった住宅地のあるところがあったりとか、そういうところも踏まえると先ほどの公共交通ではないですが、考え方としてはその市内だけ見て、こういう計画を立てるのではなくて、ある程度、近隣の市町村までも含めて全体を見た中で、そういう区域分けというのが必要になってくるのではないのかなというふうに思いますけれど、その辺はいかがでしょうか。

坂本委員長
清宮課長。

清宮都市計画課長

当然、隣接する自治体と近い区域になりますと、当然その自治体さんとの関係性が出てくると思います。

そういったことも考慮しまして、この計画を策定する、今後になるんですけども、茨城県の方と調整しまして、県の方からもいろいろご意見をいただいて、当然隣接している自治体さんとそういった相互の調整を図れるような形を、そういう場を設けていく予定で

ございます。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員

ありがとうございます。

当然、そういう県の方ですとか、調整がやはり必要になるということで、その辺ですねそういった広域的な視点ですとか、長期の施策になりますので、これは平成30年度以内の策定完了を目指すというふうにはなっていますが、この辺は本当慎重にじっくり研究を重ねたうえで、こういった区域なんていうのは決めていくものなのかなというふうには思いますが、その辺今後のその進捗の計画ですとかはどうでしょうか。

坂本委員長
清宮課長。

清宮都市計画課長

今ご意見ありましたように、確かに十分慎重に計画は練っていかねばならないと考えております。

ただ、現状ではやはり年度内の完成ということを目途に作業を進めてますので、それはそれで進めさせていただいて、やってみてというふうにはなってしまうかもしれませんが、慎重にそれはやっていきたいというふうに考えております。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員

ありがとうございます。

これからいろいろまた、いろいろ会議がこれまでも繰り返されてきた中で、これからまた市民への説明であったり、議員に対しての説明もいろいろあるかとは思いますが、そこで出た意見なんかも、検討していただいて、また県との調整、近隣の状況なんかも見極めながらぜひ慎重に研究を引き続き進めていただければと思います。

よろしく申し上げます。

次の質問に行きます。

成果報告書の161ページ、地域の安全安心の基盤向上ということで、防犯カメラやLED防犯灯設置というところでありまして、防犯カメラについて先ほど委員からもありましたが、この29年度としては、補完として3地区、設置が決まってということでありまして、この3地区以外にも例えば申請ですとか要望はあったのでしょうか。

坂本委員長
木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

設置に当たっては、交通防犯課と事前協議をしっかりといただいた上でというお話をしています、そういった前段として、この制度について聞きに来た団体が18団体くらいありました。

ただ、状況はやはりカメラですので、地域の総意、全員の賛成というわけにはいかないけれど、ある程度総意をとってくださいなという段階で、総会でちょっといろいろ疑義が

出てちょっと難しい、調整に時間がかかっているという段階で、結果的に29年度は3地区になったということで、ちなみに今年度はまだ1基も、1団体も申請は来ておりませんが、どうですかというお知らせはしているんですけど、なかなかそういった状況が続いてますので、つけていただけないという状況です。

以上です。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員

やはり、いろいろ基準というかそういった制限というか、基準がなかなか厳しいところといった申請もしづらいのかなというのと、ただ、最近の事件がなんだというこういう状況を考えると防犯カメラどんどんつけてほしいという声が圧倒的に増えてきているなというふうには私自身は感じておまして、昨年もそういう発言したかもしれないんですが、この防犯カメラ設置については、どんどん設置するように予算付けをしていくべきではないかなというに思いますので、これは私の意見として話させていただきます。

次の質問です。

その成果報告書の163ページ、空家対策事業というところで、いったん空き家の調査なんかが一通り終わって、危険な空き家の除去などについては今いろいろと進めて頑張っているところだと思いますが、所有者が前ちょっと全員協議会でもご質問したんですが、所有者がもう放棄してしまった、所有者がいない空き家の状況なんかは今何件とかあるのか、その辺は状況把握しているのでしょうか。

坂本委員長
木村課長。

木村交通防犯課長

所有者がいないというか相続を放棄しちゃった物件については、今把握しているのは3件から4件、実際はもうちょっとあろうかなと思うんですが、具体的に把握しているのは4件くらいだと思います。

ただ、情報としてお話できるのは、その中の1件につきましては、この前空家条例について全員協議会でご説明させていただいたときに、相続財産管理人制度を使ってそういったのを活用したいあるいはやっていきたいというお話をさせていただいたと思うんですが、1件これは9月10日の官報に載ったので、情報として提供しても大丈夫だと思うんですが、上町にある1件のお宅について相続財産管理人の申し立てを家庭裁判所にして相続財産管理人が選任され管理人になっていただいて、今これから管理と処分の方についてやっていただくというような状況になっておりますので、そういった新たな取り組みもちょっと勉強して、担当の方も徐々にスキルアップしてしますので、一つ一つクリアしていきたいなと思ってます。

以上です。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員

ありがとうございます。

そういった相続財産管理人制度を使って多少多分時間はかかる取り組みだとは思いますが、今後多分そういった案件がどんどん増えていくことが予測されて、今やっているのが

おそらくモデルとなってくるんだとは思いますが、その辺の引き続きこの空き家、特に危険な空き家に関しては早急に対応できるように引き続きお願いしたいというところと、またそういう相続財産管理人の制度はどうしてもやはり時間がかかってしまうところもあるので、ちょっとそれがあがる程度見通しがつけば、行政の方でそういう危険な例えば樹木の剪定ですとか、そういった対応はある程度できるものは出てくるのかなというふうにも思いますので、現に危険なものに関しては、行政の方でも早急に対応できるような取り組みを期待しておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

坂本委員長

休憩いたします。

3時20分再開の予定であります。

【休 憩】

坂本委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、佐藤商工観光課長より発言の申し出がありますので、お願いしたいと思います。

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

一言修正させていただきます。

山崎議員のほうからのふるさと納税の質問のときに、私のほうでふるさと納税で寄附を受けた額が1億8,282万1,001円で、市民の方が他自治体のふるさと納税により税控除になる額が5,191万円。したがって、その出る入るでは1億3,091万1,001円の黒字と申し上げましたが、黒字という表現を使うということになりますと、当然必要経費として、ふるさと龍ヶ崎応援事業費のほうで7,879万7,255円かかりますので、それを差し引きますと5,211万3,745円の黒字ということでございます。訂正いたします。

坂本委員長

それでは、次に進めます。

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

後藤委員。

後藤敦志委員

それでは、私のほうから2点だけお伺いします。

既にほかの委員が質疑されているところなので、簡単にやりたいと思います。

まず、成果報告書の177ページで、納税整理の取り組み状況ということでお伺いをしたいと思います。

高額事案の対策というところでお聞きをしたいんですけども、平成29年度においても高額事案検討会を開催して、年間の上限が40件ぐらいなんですよね、移管できるのが。ということだったので、この高額事案というのは55万円以上の滞納者というお話だったと思うんですけども、この租税債権管理機構へ移管する基準とございますか、こういった選定基準でこの39人というのは選定されているのでしょうか。

坂本委員長

中村課長

中村納税課長

お答えをさせていただきます。

移管候補の選定についてでございますが、これは茨城租税債権管理機構からの指導もありまして、納税課内でおきまして、高額事案検討会そういったものを設けまして、滞納者の担当徴税員、あとは経験年数の長い徴税員と管理職の複数の職員で、年3回ほど内部で滞納者ごとの財産調査の結果あるいは経過報告、そういったものに基づきまして、滞納整理の方針について、組織内で検討、協議しているところでもございます。この検討会におきまして、その後の滞納整理の方針やその一つでもございます機構へ移管するか否か、そういったものも具体的に検討しているところです。

ご質問にありましたその判断基準の一例といたしましては、滞納額累増事案、いわゆる高額事案でございます、そういったもの。あるいは、納税課での財産調査の結果では財産が判明せず、さらに広域的な財産調査が必要と思われる事案、そしてもう一つ、滞納者が遠方に居住していることで徴収が困難と思われる事案、そういったものが中心となって機構へ移管しているところでございます。

以上です。

坂本委員長

後藤委員。

後藤敦志委員

わかりました。ありがとうございます。

ということであれば、高額事案であってもそれが全て基本的に租税債権管理機構のほうに移管するということじゃなくて、納税課内で高額事案も対応されていると思うんですけども、平成29年度中、納税課内のほうで対応できた高額事案があればちょっと紹介していただきたいのと、先ほどの質疑の中では全部で65件管理機構のほうに移管されているということでしたので、それを除いたところの現在残っている高額事案というのは何件あるのか教えてください。

坂本委員長

中村課長

中村納税課長

ざっとの件数にはなりますけれども、まとめてのお答えにはならないかもしれませんが、10万円以上の滞納者が30年6月の時点で約1,100人程度おります。10万円以上で、高額事案として位置づけているのが55万円以上ですけれども、10万円以上で約1,100人程度の滞納者がいるというようなことでご理解いただければというふうに思います。

坂本委員長

後藤委員。

後藤敦志委員

今わからないのであれば、あとでわかれば、一応高額事案として位置づけられているものがどれぐらいあるのかという数字をちょっと正確に知りたいので、教えていただければなと思います。

次に進みます。

こちらの中で先ほどもありましたが自宅捜索、そしてネット公売のお話がございました。動産10品、液晶テレビなどネット公売にかけたというお話でしたが、この10品ネット公売にかけて全て売れたと思うんですけども、その売却総額がお幾らだったか教えてください。

い。

坂本委員長
中村課長

中村納税課長

ネット公売での売却価格のご質問ということでよろしいでしょうか。

先ほど申し上げましたとおり、9品目の動産をヤフーのインターネット公売で売却したところでございます。その売却価格につきましては合計で19万3,036円です。

以上です。

坂本委員長
後藤委員。

後藤敦志委員

9品目ですか。成果報告書のほうでは10品売却とあるんですけれども。

坂本委員長
中村課長

中村納税課長

失礼いたしました、10品でございます。

坂本委員長
後藤委員。

後藤敦志委員

ありがとうございます。

額としては点数も10品で19万3,000円ということですが、やはりこの逃げ得を許さないと言いますか、家宅捜索もするぞと。ネットで公売もするぞというこういった姿勢というのは、やはり公平性の上からでもやっぱり重要なことだと思いますので、こういった姿勢を納税課のほうでしっかりととって、行動に移してくださっているということは本当にありがたいことだと思います。

そこで、この質問の最後なんですけれども、平成29年度は取り組み結果により、県内の収納率順位が3位に、合計で98.5%ということでもかなり高くなっていると思うんですけれども、近年、各数年数字があればなんですけれども、県内の収納率の順位、当市の推移がわかればちょっと教えていただけますか。

坂本委員長
中村課長

中村納税課長

大変申しわけありません。数字を持ち合せておりません。逆に、近年ということですが、どれぐらいまででしょうか。

坂本委員長
後藤委員。

後藤敦志委員
5年ぐらい。

坂本委員長
中村課長

中村納税課長
ちょっとお時間いただいてもよろしいでしょうか、申しわけございません。

坂本委員長
後藤委員。

後藤敦志委員
ありがとうございました。

過去の数字はちょっと参考程度に聞きたかったんで、私が言いたかったのはこういった取り組み、滞納整理にこれまで積極的に当市は取り組んできていただいて、不納欠損なんかも含めてなんですけれども、分母が減ったからこそ収納率が上がっているということはあると思うんですけれども、結果として29年度は県内収納率3位ということで、98.5%と取り組みの成果が出ていることに、単純にこういった成果を上げていることに感謝を申し上げたいなと思ってちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。引き続きご努力いただければなと思います。

最後の質問です。

148ページ、コードナンバー60800、農業公園湯ったり館管理運営費について、私のほうからご質問させていただきたいと思います。

先ほどの杉野委員の質問の中でもございましたけれども、現状龍ヶ岡にできた民間の施設の影響が集客2割減ということで、大変大きな影響が出ていると思うんですけれども、これは今年の6月に急にできてその影響があったと言うよりは、平成29年度中には既にあそこに天然の温泉が出て、温浴施設ができるということはわかっていたわけですよね。議会でそういった指摘もあったような、記憶は曖昧なんですけれども、私たち議員の間でもやはりあそこに天然温泉ができて、温浴施設ができるということは、やっぱり湯ったり館に対して大きな影響があるぞということの懸念は議員間でも話が出ていました。

ということであれば、オープンしてから対応を考えるんじゃなくて、オープンしたときの影響を極力下げないように、平成29年度中から打てる対策等を検討していたのかどうか。平成29年度中の取り組みというのがあれば教えてください。

坂本委員長
菅沼課長

菅沼農業政策課長

昨年度、農業政策課のほうで今内部の資料でございますが、湯ったり館に関する調査報告ということで、いろいろな他自治体の案件や今までの売り上げ等、そこら辺をまとめたものをちょっと湯ったり館と連携しながら作成はしておりました。

坂本委員長
後藤委員。

後藤敦志委員
ありがとうございます。

そういった報告があるんですね。後ほどその資料もいただければなと思うんですけども、新しい民間の施設がオープンするから、それに合わせてイベントを打つというのは、これは逆にやっぱり民間同士ならそれは当然なんだろうけれども、湯ったり館がやるとなると民業圧迫というような可能性もあるので、大変難しいところでもあるなと思うんです。だからこそ、民間がこうやって大きな設備投資をして頑張っている収益施設みたいなものは、やはり行政がやるべきじゃない。民間ができることは民間でということはもう重ねて申し上げているところなんですけれども、すぐにといいことにはなかなか難しいと思うので、現状やれることをやっていっていただきたいと思うので、引き続きちょっとお聞きしていきたいんですけども、独自色を出すということで宿泊を強化していきたいんだというようなお話がございました。そこで伺いたいんですけども、データの40ページを見ますと、湯ったり館利用状況ということで宿泊者数は記載がございました。そこで、この湯ったり館の平成29年度の開館日数と宿泊用の客室の稼働率、6室ということだったと思うんですけども、その6室の稼働率はどれぐらいだったか教えてください。

坂本委員長
菅沼課長

菅沼農業政策課長

湯ったり館の稼働率というか稼働日ですね、平成29年度が322日です。それと宿泊施設につきましてはちょっと数字を持ち合せておりませんので、ちょっとお時間いただきたいと思います。

坂本委員長
後藤委員。

後藤敦志委員

やっぱり宿泊を増やしていこう、はっきり言って民間がやっているような収益施設と全く同じなわけですね。できた目的が違うとしても、今やっていることは結果的には同じなわけで、やはり経営という観点は外せないと思うんです。そういった中で、宿泊施設の稼働数がぱっと出てこないというような経営認識というところが、やっぱり厳しい言い方かもしれないですけども、大変認識が不足しているんだなと感じます。

そこで、3,118人ということですから、年間322日ですから、1日平均で言えば10人前後ということなので、数字がわからないですけども、稼働率はかなり高いのかもしれないですよ。部屋数6ということであれば、1室当たりの平均なんかも数字がわかれば後ほど教えていただきたいんですけども、改善してこの辺増やしていける可能性はあるんですかね。

そこでなんですけれども、前々から議会でも指摘をされているんですけども、やっぱりこういった収益施設というのは、基本的には運営費、ランニングコスト、あと先ほどの質疑でありましたけれども、3カ年で1億1,000万円ぐらいリニューアル改修にお金をかけているわけですね。こういったリニューアルの改修であるとかランニングコスト、こういったものを基本的には利用者の利用料収入で賄って行って、さらにその上に利益を出していくわけですね。けれども、やっぱりこういう指定管理の方式、今までのようなやり方でやると、もうはっきり言って管理運営に必要なコストはしっかりと確保できている、自分たちの給料も確保できている。ありていに言えば、本当に利用者が減ろうが増えようが全く関係ないわけです。はっきり言ってぬるま湯な経営環境なわけで、これではやっぱり改善というのは生まれないとthinkです。

ですからご提案したいのは、本来であればもう民間に売却していただきたいんですけども、そうはいかないと思うので、やっぱり危機感を持って経営していただきたいんで

すよね。ということで言えば、やっぱり指定管理、まちづくり・文化財団だけということじゃなくて、やっぱりこういった運営のノウハウにたけている民間企業というのは幾らでもあると思うんで、そういった方たちのお知恵をいただくような形でもう少し指定管理対象を広げて、改善していただく方法であるとか、それが無理であれば、先ほど言ったようにランニングコストを賄えるような体制ということで、現状のまま例年どおりの積算で、運営費これぐらいかかりますよ、じゃ1億3,000万円運営費委託しますよでははっきり言って絶対に経営は改善しません。ということであれば、今年度、平成29年度は9,500万円の営業収入でした。では、来年度の委託費はこれと連動するような形、これだけで賄えというのはなかなか難しいでしょうから、インセンティブが働くような形、昨年度の運営費を勘案してインセンティブが働くような形、経営改善の努力が財団のほうができるような形で運営費の委託料を変動させる。せめてこういったような工夫をしていかなければ、来年は先ほどのお話では、6月2割減なんですよね。平成29年度が18万人来場者ですから、そのベースで18万人、今年来るベースで考えると、6月から10カ月2割減したら3万人減るわけですよ。平成30年度決算は相当悲惨な運営状況になると思んです。ですから本当に危機感を持って当たっていただきたいと思います。ですから今ちょっと私のご提案なんですけれども、指定管理、まちづくり・文化財団だけではなくというような観点であるとか、インセンティブ、経営努力が働くような形での運営委託費の積算の方法、こういった点についてはいかがでしょうか。

坂本委員長
菅沼課長

菅沼農業政策課長

今年度というか、来年度から指定管理また更新の時期でございます。その中でちょっとそのようなことも含めて検討させていただきます。

坂本委員長
それではほかにございませんか。

【なし】

坂本委員長

質疑なしと認めます。

この後、特別会計の審査に入りますが、市民生活部及び産業経済部につきましては、関連がございませんので、退席していただこうと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

【異議なし】

坂本委員長

それではすみません、少しお待ちください。ただいま発言の申し出がありましたので、ここで許可いたします。

中村納税課長お願いいたします。

中村納税課長

大変申しわけございません。

先ほどの後藤敦志委員からのご質問で、お答えをさせていただきたいと思います。

移管以外の高額事案の件数は何件ですかというようなお問い合わせだったかと思います。

こちらにつきましては141件です。

続きまして、県内の順位でございます。平成25年度が35位、26年度が23位、27年度が9位、28年度が4位、29年度が3位ということでございます。

坂本委員長
後藤委員。

後藤敦志委員

先ほども言いましたけれども、平成25年度35位から5カ年で3位というのは、これは本当に素晴らしい成果だと思います。本当に担当課の皆さん、本当にご努力されていますし、債権管理機構に派遣されて戻ってきた方のノウハウなんかはかなり生かされてきているのかなと思いますので、行く行くはもう債権管理のほうに投げなくても、納税課のほうで高額事案なんかもより多く、すごい高い目標ですけれども、より収納率向上を目指して取り組んでいただければと思います。本当に素晴らしいご努力が実っているんだなと今数字を聞いて思いました。ありがとうございました。

坂本委員長

それでは、市民生活部及び経済産業部の皆様は退席していただいて結構です。大変お疲れさまでございました。

【市民生活部及び経済産業部退席】

坂本委員長

それでは、続けさせていただきたいと思います。

続きまして、議案第10号 平成29年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

公共下水道事業特別会計決算についてでございます。

253ページをお開きください。

はじめに、決算規模でございます。

歳入決算額24億1,384万3,311円となっております。

次に、254ページの歳出決算額は24億530万7,975円です。いずれも国庫補助事業で実施いたしました佐貫地区雨水貯留施設整備工事などによりまして、平成28年度の決算対比で7%強の増額決算となっております。この結果、歳入歳出差引残額形式収支は853万5,336円となっており、このうち平成30年度への繰越額7,025万円にかかる繰り越すべき財源が705万円含まれておりますので、実質収支は148万5,336円で、前年度決算並となっております。

次に、歳入の内容ですが、256ページをごらんください。主なものについてご説明いたします。

まず、分担金及び負担金です。下水道受益者負担金現年賦課分でございます。決算額548万8,930円で前年比25万7,850円、マイナス4.5%で収納率は85.11%、対前年比マイナス6.79ポイントとなっております。

次に、使用料及び手数料でございます。下水道使用料現年賦課分でございます。決算は11億4,276万1,208円で前年度比2,546万8,166円、2.3%の増となっております。収納率は98.21%で対前年比プラス0.1ポイントとなっております。

次に、下水道使用料滞納繰越分で、決算額1,464万2,302円で前年度比43万5,804円、

3.1%の増で収納率は18.25%、対前年比プラスの0.45ポイントとなっております。また、平成29年度には504万3,562円、512件の不納欠損をさせていただきましたことを報告いたします。

次に、国庫支出金でございます。社会資本整備交付金です。決算額は2億5,945万円、前年度比1億4,005万円、117.3%の増でございます。公共下水道の施設整備及び改築事業、下水管宅内接続に関する国庫補助金で補助率は2分の1でございます。平成29年度は佐貫地区雨水貯留施設整備工事補助対象額1億9,440万円などにより大きく増額となったところでございます。

次に、県支出金、下水道接続支援事業費でございます。決算額は4万円、前年度比マイナス6万円で、マイナス60%でございます。これは、公共下水道の整備区域で、公共下水道の供用開始後3年以内に下水管を宅内に接続した方に対する県補助金で、平成29年度は2件にとどまりました。

次に、繰入金でございます。公共下水道事業の経営安定のため、一般会計より繰り入れるもので、繰入金の総額は3億6,880万円で前年度比8,370万円、マイナスの18.5%でございます。平成29年度は下水道使用料現年賦課分の増収及び歳出の流域下水道維持管理負担金などにより大幅な減となっております。内訳といたしまして、公共下水道施設の整備、改築、維持管理、市債償還金などに充てる下水道事業費等繰入金が3億829万3,212円で前年度比マイナスの8,239万6,408円、マイナス21.1%でございます。

続きまして、下水道事業職員給与費繰入金は6,050万6,788円、前年度比マイナスの130万3,592円でマイナス2.1%で、下水道担当職員7名分の給与費相当額でございます。

次に、繰越金です。繰越金総額は1,132万2,637円で前年度比990万7,442円、700.1%増と大きな増額でございます。内訳といたしまして、実質収支相当の公共下水道事業繰越金144万2,637円で、前年比の6万6,442円、4.8%増とおおむね例年並みとなっております。

258ページをごらんください。

公共下水道事業繰越事業充当財源繰越額は988万円と前年度比984万1,000円、2万5,233.3%の増で、これが繰越事業の一般財源相当分が平成28年度は県の霞ヶ浦流域下水道施設整備工事の繰越事業分のみでしたが、平成29年度へ繰越事業は有機下水道施設整備工事の繰越事業に加え、佐貫地区雨水貯留管整備工事の繰り越しにより大幅な増額となっているところでございます。

次に、諸収入でございます。公共下水道事業債計現金運用利子でございます。決算額686円で前年度比マイナス364円、マイナスの34.7%でございます。会計規模は変わらないものの、低金利により減少しております。

次に、諸収入でございます。水洗便所改造資金貸付金元利収入、水洗便所改修資金元利収入です。決算額650万56円で前年度比のマイナス41円です。なお、本制度は平成30年6月に条例を廃止し、制度終了としております。

次に、諸収入の下水道使用料過誤納付返還金でございます。決算額5,400円、重複納付によるものですが、転居先不明などで還付できなかった4件分が使用料徴収事務を行っております県南水道より歳入されたものでございます。

次に、公共下水道事業消費税還付金でございます。決算額は393万1,100円で皆増でございます。平成27年度事業分の消費税申告が過大申告であったため更正請求を行い、還付されたものでございます。

次に、市債になります。公共下水道事業債です。決算額は2億6,410万円で前年度比1億3,720万円、108.1%の増です。平成28年度からの繰越事業の佐貫地区雨水貯留施設整備事業の財源に充てるための起債などで、大きく増額となりました。

次に、流域下水道事業債の決算額1,820万円、前年度比マイナスの160万円でございます。マイナス8.1%となっております。

次に、資本費平準化債でございます。決算額は2億3,190万円と前年度比マイナス5,780万円、マイナスの20%となっております。起債対象の企業債の元金減少によるものでござ

います。

次に、下水道事業債でございます。決算額8,630万円で前年度比マイナスの650万円、マイナス7%となっております。下水道事業に係る地方交付税の税制度改正による参入率50%が43%になったため、その差7%を補うための起債ですが、対象となる企業債の償還に伴い減少したところでございます。

続きまして、歳出でございます。

260ページをごらんください。

下水道費でございます。決算額1億2,913万329円で前年度比マイナス1,397万189円、マイナス9.8%となっております。一般管理費職員5名分の給与費のほか、公共下水道事業全般に係る事務費、使用料等の徴収事務費などがあります。職員給与費は決算額で4,340万1,069円、前年度比834万6,730円、23.8%の増で、対象職員の1名増加によるものでございます。

続きまして、下水道事務費は決算額4,297万225円、前年度比マイナスの2,312万7,655円で、マイナス35%で、一般管理費が減額となった主な要因の一つでもあります。これは委託料で計上いたしました地方公営企業会計移行支援が全額繰り越しとなったことから、決算額がゼロとなったことと、公課費が決算額4,267万1,600円と対前年比マイナス1,924万3,100円がマイナス31.3%となったことが影響いたしました。公課費は主に下水道使用料分の消費税及び地方消費税相当額を納付するものですが、課税仕入れ等の控除額が大きかったことから減少したことによります。そのほか、下水道普及費、下水道使用料等徴収事務費、流域下水道基金費につきましては、内容、決算額ともに例年のとおりとなっております。

次に、262ページをごらんください。

下水道維持管理費でございます。公共下水道の汚水、雨水の管渠、ポンプ場、雨水調節池などの維持管理に係る経費のほか、流域下水道の維持管理費負担金であります。決算額は3億9,160万8,166円、前年度比マイナス6,586万8,457円となっております。内訳といたしまして、公共下水道管理費は決算額4,227万5,166円、前年度比マイナス496万9,457円となっております。これは需用費の消耗品において、平成28年度は佐貫排水ポンプ場の駆動用の発電機用エンジン部品を購入いたしました。平成29年度は啓発グッズや指定店看板等の購入のみであったため、前年度比マイナスの197万3,381円となったことでございます。委託料においては、雨水幹線等の清掃及び発生汚泥処理公共下水道管渠の閉塞箇所の緊急清掃などを管渠清掃が1,061万4,969円と前年度比マイナス399万5,541円となったことなどから、委託料総額で決算額は2,087万2,485円、前年度比マイナスの349万5,285円となったことによるものでございます。管渠清掃等の委託料は状況により大きく増減する経費であることを申し添えておきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、流域下水道管理費の負担金、霞ヶ浦城南流域下水道維持管理費につきましては、決算額3億4,933万3,000円で前年度比のマイナス6,089万9,000円となっております。この負担金は茨城県の流域下水道維持管理に係る受益者市町村負担金ですが、平成29年度は負担額の算定に用いる申告汚水料が前年度精算分の減少などにより減額となりました。

次に、公共下水道整備事業費です。公共下水道の整備、改築に係る経費で、担当職員2名分の給与費のほか、流域下水道浄化センター等の整備、改築に係る負担金などがあります。決算額5億8,709万6,233円で前年度比2億7,779万5,609円の増額となっております。内訳といたしましては、職員給与費が決算額1,710万5,710円、前年度比マイナス965万322円です。対象職員の1名減によるものでございます。

続きまして、公共下水道整備事業でございます。決算額2億6,200万3,794円と前年度比7,137万9,811円、37.4%の増となっております。これは平成28年度からの繰り越しの佐貫地区の雨水貯留施設整備工事1億9,440万などにより工事請負費が決算額2億6,039万4,800円、前年度比7,713万6,000円、41.9%の増になったことなどによるものでございます。

次のページでございます。

公共下水道の改築事業も決算額 2 億 8,938 万 9,720 円、前年度比 2 億 2,078 万 8,120 円、321.8%の増と大幅な増額となっております。これは佐貫排水ポンプ場改築工事 8,478 万円に加えまして、西坪管線管渠改築工事第 1 から 3 号などの大規模な管更生の実施によるものでございます。工事請負費が決算額 2 億 8,931 万 400 円と前年度比で 2 億 4,630 万 4,800 円、572.7%の増となったためでございます。これらが公共下水道整備事業費の主な増額の要因であります。

続きまして、流域下水道整備事業債は決算額 1,859 万 7,000 円、前年度比マイナス 472 万 2,000 円でマイナスの 20.2%です。茨城県の流域下水道建設事業の利根浄化センター施設整備に係る市町村の負担金でございます。

最後に、公債費でございます。下水道事業債元金償還費は決算額 10 億 7,543 万 27 円、前年度比マイナス 607 万 9,503 円、0.6%の減額でございます。同じく利子で下水道事業債利子償還費は決算額 2 億 2,204 万 3,220 円で、前年度比マイナスの 2,590 万 9,159 円、マイナスの 10.4%となっております。公債費につきましては、償還の進捗や近年の景気により減少傾向ではありますが、資本費平準化債や特別措置分の活用により、企業債の元金償還額が平成 36 年度まで 10 億円台と高どまりすること、近年の大規模改築の財源として起債活用の増加傾向を踏まえ、留意が必要と考えております。公共下水道特別会計につきましては以上でございます。

坂本委員長

ありがとうございました。

ただいま説明された内容につきまして質疑ございませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、ちょっと 2 点だけお聞きします。

決算書の 262 ページの公共下水道整備事業のところの工事請負費の雨水貯留施設整備工事で、佐貫町でやるといったこの雨水貯留施設が 29 年度で完成して、これが 1 回一般質問の中で、今年の 7 月 12 日から 13 日の未明にかけて雷雨を伴った豪雨のときで、1 回稼働したという報告がされて、この貯留施設の容量は 810 トンということで報告されているわけですが、この日かなりの雨が降ったんですけれども、13 日の朝はかなり朝早くからもう晴れた状態で、時間数にすると少ないと思うんですけれども、私もこの 13 日の朝見て、小通幸谷の一部分とか水がたまっている部分は見たんですけれども、通常の今までの感じからすると、これが何か効果があったんじゃないかなというふうに感じた次第ですけれども、このときの降雨量なんていうのはわかりますか。

坂本委員長

大貫課長。

大貫下水道課長

記録によりますと、7 月 11 日深夜から 7 月 12 日未明の雷雨によりまして、1 時間に換算いたしますと 80 ミリ程度の雨が 30 分間、ですから降雨量としては 40 ミリちょっと降ったという記録の報告を受けております。

以上です。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

あと、この仕組みは当然無人の中で動くわけですがけれども、どういう仕組みになっているかちょっとお願いします。

坂本委員長

大貫課長。

大貫下水道課長

この貯留施設でございますけれども、主に佐貫駅東口、南口方面の雨水を集めてまいります佐貫2号雨水幹線の途中でございます。流末は佐貫1号幹線で佐貫ポンプ場のほうに行っているものであります。その2号幹線の途中で水をためるわけですが、こちらにつきましては、その佐貫2号幹線が高水位となった場合、その貯留管への流入が始まりまして、2号雨水幹線からの越流防止、佐貫の東口、南口方面の冠水防止並びに流末であります佐貫1号雨水幹線、佐貫ポンプ場に行っている水路の負荷軽減といった効果を見込んでおります。雨水が高いときは管に入りまして、その後だんだん流れて排除されていきまして、その佐貫2号幹線の水位が下がって、影響がなくなったと判断される水位まで下がった時点でポンプが自動で起動いたしまして、貯留管内にたまった水を排出すると。こちらにつきましては、設計上満タンの810トンたまっていた場合、12時間程度で排出完了という設計値になっておりますが、前回起動したときはまだポンプが新品でございますので能力がよくて、8時間程度で空になったという報告を受けております。

以上です。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

これが効果があるというようなことだと思いますので、これからも佐貫地区の期待されるところかとは思いますが。

もう1点だけ聞きます。

次の264ページの公共下水道改築等事業のところの工事請負費の中の下のほうにあるやっぱり佐貫排水ポンプ場改築工事で、29年度で8,478万円というのが計上されているわけですがけれども、これはまた平成30年度から今議会に契約が議案化されて、あれで8億5,000万円ぐらいの契約がされているわけですがけれども、これとの関係で一貫した工事だと思えるんですけども、ここの8,400万円に関する工事内容についてお願いいたします。

坂本委員長

大貫課長。

大貫下水道課長

佐貫排水ポンプ場改修工事につきましては、龍ヶ崎市下水道長寿命化計画に基づきまして、平成28年度から32年度の5年間で実施する計画でございます。平成28年度に実施設計を行いました。それに基づきまして、平成29年度この決算にあります工事につきましては、スクリーン付帯設備等の改築、平成30年度からは本議会に上程させていただいておりますポンプ機械の本体工事に入っていくというような予定で進めさせていただいております。平成29年度の工事内容でございますが、本体工事に先立ちまして、水路に流れてきたごみ等をかき上げるスクリーン装置の引き上げたごみを搬出するベルトコンベアでありますと

か、ベルトコンベアからごみの貯留施設に持ち上げる設備、そのほか停電時に備えました蓄電池、その蓄電池の充電及び外部電源との切りかえなどを制御する直流電源盤など、これらの更新を行ったものでございます。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
ありがとうございました。
以上で結構です。

坂本委員長
ほかに。
深沢委員。

深沢委員
1点だけよろしく申し上げます。

262ページ、公共下水道管理費委託料の雨水排水ポンプ場維持管理のところで、今大雨、台風とかゲリラ豪雨とかいろいろありますけれども、その大雨に対する対策をちょっとお聞きしたいと思います。

坂本委員長
大貫課長。

大貫下水道課長
大雨、ゲリラ豪雨等の対策でございます。

この対策につきましては、先ほど一般会計の準用河川等の状況も説明させていただきましたが、当市におきまして、雨水排水でポンプでの強制排水の依存度が一番高いのが先ほどから言います佐貫地区でございまして、こちらは公共下水道の佐貫雨水幹線を中心に雨水の排除を行っております。

先日、一般質問でもお答えしたかと思うんですが、ハード面ではポンプ、貯留管施設等々の更新、新設、ソフト面では排水能力を維持するための点検清掃などを行っているところでございます。特に、近年のゲリラ豪雨等の短時間の大量豪雨の際では、排水設備の能力を降雨が超える場合というのも想定されております。そのため、今回稼働開始いたしました貯留施設をはじめ、既存の各調整池、雨水幹線を常時良好な状態、調整池であればきれいで空な状態、雨水幹線であればごみ等がない流れやすい状態、そういった常時良好な状態に保っておいて、雨水の貯水量あるいは流出量が適正に確保されていくということが重要と考えておまして、これらに向けて委託、直営などを含めて管理してまいりたいと考えております。

以上です。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。
いつ来るかわかりませんので、常に緊張を持ちながらやっていただきたいと思いますの

で、よろしくお願いいいたします。
以上です。

坂本委員長
ほかにございませんか。

【な し】

坂本委員長
それでは、質疑なしと認めます。
続きまして、議案第11号 平成29年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
についてご説明願います。
宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長
農業集落排水事業特別会計決算でございます。
266ページをごらんください。
はじめに、決算規模でございます。歳入決算額は6,915万4,266円となっております。
次に、267ページをお開きください。
歳出決算額でございます。こちらは6,884万6,355円で、資本費平準化債の償還額の増加、
それに伴います一般会計繰入金の増額により、平成28年度の決算対比で、歳入歳出とも
9.4%の増額決算となっております。
続きまして、歳入です。
269ページをお願いいたします。
主なものについてご説明いたします。
使用料及び手数料でございます。農業集落排水使用料現年賦課分です。決算額は379万
2,607円で前年度比8万9,337円、2.4%の増です。収入率97.87%で対前年比の2.58ポイン
ト増となっております。
次に、農業集落排水使用料滞納繰越分です。決算額は9万4,759円、前年度比8万3,879
円、770.9%の増でございます。収納率18.09%で対前年比15.02ポイント増でございます。
個別の訪問等により収納率が大きく上がりましたことを申し添えておきます。なお、平成
29年度の不納欠損につきましては13万4,120円、1名の41期分で、長期間連絡不通状態が
継続している状況から不納欠損とさせていただきます。
次に、使用料及び手数料でございます。農業集落排水使用料と督促手数料でございます。
決算額2,600円で前年度比1,800円、225%の増でございます。滞納整理の推進による増額
でございます。
次に、県支出金でございます。農業集落排水管理費県補助金、リン除去支援事業費でご
ざいます。決算額49万円で前年度同額となります。霞ヶ浦の水質保全を目的とした県補助
で、補助率は10分の10ですが、排水量1日当たり200立米未満の場合は上限額が49万円と
なります。
次に、一般会計繰入金でございます。農業集落排水事業の経営安定などのため、一般会
計より繰り入れるもので、繰入金の総額は4,810万円で前年度比620万円、14.8%の増でご
ざいます。平成29年度は元利償還費の大幅増により増額となりました。内訳といたしまし
て、農業集落排水事業費繰入金が決算額3,920万1,293円で619万9,333円、18.8%の増、農
業集落排水事業職員給与費繰入金は決算額889万8,707円で前年度比667円の増額となっ
ております。
次に、繰越金、農業集落排水事業繰越金です。決算額は27万4,259円、前年度比マイナ
スの5,856円でございます。

次に、諸収入でございます。農業集落排水事業債計現金運用利子で、決算額は13円で前年度比マイナス156円、92.3%でございます。会計規模は変わらないものの、低金利により減少いたしました。

次に、諸収入でございます。水洗便所改造資金貸付金元利収入です。決算額350万28円で前年度比のマイナス32円でございます。なお、本年度平成30年6月に規則を廃止し、制度終了となっているところでございます。

次に、市債でございます。農業集落排水事業資本費平準化債です。決算額1,290万円、前年度比マイナスの40万円でございます。対象となる企業債の償還進捗により起債限度額が減少傾向となっております。

次に、歳出でございます。

271ページをごらんください。

農業集落排水事業費でございます。決算額1,239万8,707円、前年度比667円の増となっております。職員給与費でございます。担当職員1名分の給与費等で、農業集落排水普及費は農業集落排水水洗便所改造資金融資あっせんに係る貸付金の預託でございます。

次に、農業集落排水事業費でございます。農業集落排水維持管理費で、施設の補修や修繕、光熱水費などでございます。決算額757万8,442円となっております。内訳といたしまして需用費417万35円、前年比マイナスの51万2,336円となっております。これは修繕料について、平成28年度は中継ポンプ場の緊急交換等大規模修繕が発生しましたことから、平成29年度通常ベースのため、決算額は199万8,000円、前年比マイナスの70万8,400円となっております。また、委託料は決算額316万2,497円、前年度比マイナスの109万5,550円で、マイナス25.7%となっております。これは農業集落排水処理施設維持管理業務委託が決算額174万9,600円、前年度比でマイナスの95万400円、マイナス35.2%となったこと、マンホールポンプの清掃が発生しなかったことにより減額となりました。これらが主な減額の要因でございます。

次に、公債費でございます。農業集落排水事業債元金償還費です。決算額4,158万6,689円、前年度比806万9,918円、24.1%の増となっております。平成28年度の資本費平準化債の借入れについて、借入額が少額であることから償還期間を5年間としたこと及び企業債の元金償還の増により増額となりました。

最後に、公債費でございます。農業集落排水事業債利子償還費でございます。決算額728万2,497円で前年度比マイナスの51万7,307円となっております。農業集落排水整備事業債の償還の進捗や近年の資本平準化債の借入れに係る低金利などから減少傾向となっております。説明につきましては以上でございます。

坂本委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明されました内容について質疑ございませんか。

【なし】

坂本委員長

それでは、質疑なしと認めます。

ここで、菅沼農業政策課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、菅沼課長お願いします。

菅沼農業政策課長

すみません、先ほど決算特別委員会で後藤議員からご質問のございました平成29年度湯ったり館の宿泊部屋の稼働率についてでございます。

こちらにつきましては、湯ったり館の宿泊部屋が6部屋及び多目的室、こちらも泊まれ

ますので計7部屋でございます。宿泊可能日が昨年度は299日でした。各部屋の延べ日数が506日間でしたので、稼働率といたしましては28.2%となっております。

以上でございます。

後藤敦志委員

稼働率が28.2%ということであれば、ここはやっぱり大幅に改善できる余地があるだろうなと思います。

ちょっとそこでお伺いしたいのが、現状の予約というのはどういった、例えば民間の宿泊予約サイトであるとか、そういったところの利用というのはないですね。

菅沼農業政策課長

民間を活用した予約というのは現在ネット等も含めて行っておりません。

後藤敦志委員

であれば、やっぱりそういったサイトに登録して、ふるさと納税もそうでしたけれども、やっぱりそういうサイトを経由して、今宿泊先を探す方というのも大変多いと思いますし、市内の民泊されている方にお聞きしたんですけれども、いわゆるAirbnbですよ、あのサイトなんかでもかなりインバンドなんて龍ヶ崎と余り関係ないのかななんて思っていたんですけれども、市内で民泊されて、Airbnbを経由してやっている方のお話を聞くと、龍ヶ崎の宿泊を利用して南関東のほうまで、鎌倉あたりぐらいまでの観光はしちゃうそうなんですよ。世界中から龍ヶ崎に民泊で実際に訪れているそうなので、例えばそういったAirbnb、この湯ったり館みたいな施設が登録できるのかちょっと私はわかりませんが、こういったこの宿泊率から考えれば、空いているよりは少額でも泊まっていたほうが良いと思いますので、そういう方向なども検討しながら少しでも収益改善していただければなと思います。よろしくお願ひします。

坂本委員長

よろしいですか。

それでは、これもちまして環境生活委員会所管事項についての説明と質疑を終結いたします。

以上で、決算特別委員会に付託されました議案第8号から議案第15号までの8案件につきましての説明と質疑を終結いたします。

この後、休憩中に執行部の説明員の入替えを行いまして、再開後は討論、採決を行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、休憩いたします。

4時45分再開の予定です。

【休 憩】

坂本委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議時間を延長いたします。

これより議案第8号から議案第15号までについての討論に入ります。討論ありませんか。

【な し】

坂本委員長

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

【異議あり】

坂本委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第8号、本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

坂本委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第9号 平成29年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

【異議あり】

坂本委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第9号、本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

坂本委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第10号 平成29年度龍ヶ崎市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第11号 平成29年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第12号 平成29年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第13号 平成29年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第14号 平成29年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

【異議あり】

坂本委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第14号、本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

坂本委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第15号 平成29年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、決算特別委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。